

第2次 くろいし男女共同参画 推進プラン

黒石市

はじめに

平成も四半世紀を迎えようとする現在、我が国の社会状況は、少子・高齢化、経済の長期低迷、地球規模での環境問題、さらには昨年発生した東日本大震災の影響など、様々な問題が山積みにされており、乗り越えるべきハードルが非常に厳しいものになっております。

このような状況を受けて、男女共同参画社会基本法が訴える、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、ますます必要性を増してきたように思われます。

これまで当市では、第1次プランとなる「くろいし男女共同参画推進プラン」をもとに、様々な施策・事業を展開してまいりました。こうした中、若い世代を中心に、家事などの分担は進んでいるようではありますが、全市的には、まだ男女共同参画の意識が十分に浸透しているとは言えない状況です。

このような中、当市では課題を整理し、県の「第3次あおもり男女共同参画プラン21」と整合性を図りながら、第1次プランの改訂版として「第2次くろいし男女共同参画推進プラン」を策定いたしました。第2次プランの中では、特に男性にとっての男女共同参画の推進など、新たな視点からさらなる意識啓発を図り、実践的な活動を行う団体等の育成、支援を行うことが重要であると考えております。

今後も、第2次プランをもとに実効性のある施策・事業を積み重ね、市民と行政、事業者や地域団体などと連携・協働しながら、すべての市民が自分らしく、いきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

結びに、本プランの策定にあたり、黒石市男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、ご協力を賜りました市民・関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

平成24年3月

黒石市長 鳴 海 広 道

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本理念	2
3 計画策定の背景	3
(1) 世界の動き	3
(2) 国内の動き	3
(3) 青森県の動き	4
(4) 黒石市の動き	5
4 計画の目的	6
5 計画の期間	6
6 計画の体系図	7

第2章 計画の内容

基本目標Ⅰ 家庭、地域における男女共同参画社会の実現	9
重点課題1 家庭における男女共同参画の推進	9
重点課題2 地域における男女共同参画の推進	11
基本目標Ⅱ 働く場における男女平等の実現	13
重点課題1 雇用の場における男女格差の是正	14
重点課題2 働きやすい環境づくり	15
重点課題3 農業、自営業における労働環境の改善	18
基本目標Ⅲ 政策・方針決定過程への女性の参画促進	21
重点課題1 女性の人材育成、エンパワーメント支援	21
重点課題2 政策・方針決定過程への女性の参画促進	22

基本目標Ⅳ	男女の自立を支える地域福祉の充実	30
重点課題 1	子育て支援体制の充実	31
重点課題 2	高齢者・障がい者に対する支援	35
基本目標Ⅴ	男女の人権の尊重	39
重点課題 1	女性や弱者（高齢者・子ども）に対する あらゆる暴力の根絶	39
重点課題 2	生涯にわたる健康支援	44
重点課題 3	様々な問題に対する相談体制の整備	45
基本目標Ⅵ	男女共同参画の意識づくり	47
重点課題 1	男女共同参画に関する啓発、広報活動の推進	47
重点課題 2	幼児教育、学校教育における 男女共同参画教育の推進	49
重点課題 3	男性にとっての男女共同参画学習の推進	51
重点課題 4	生涯学習、社会教育における 男女共同参画学習の推進	52
第3章	推進体制の充実	54

付属資料

- 1 第2次くろいし男女共同参画推進プラン策定検討委員会委員名簿
- 2 第2次くろいし男女共同参画推進プラン策定経過
- 3 男女共同参画行政の歩み
- 4 男女共同参画社会基本法
- 5 青森県男女共同参画推進条例

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

21世紀を迎え、日本では男女共同参画社会に向けて本格的な取組が始まり、国では1999（平成11）年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、めざすべき男女共同参画社会の基本理念が示されました。

本市においては、2002（平成14）年度から2010（平成22）年度まで9カ年を計画期間として、男女共同参画社会の実現をめざした基本的な指針である「くろいし男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画への理解と意識高揚を図るため学習会の開催や行政における計画の進捗状況調査など様々な事業を展開してきたところですが、まだ道半ばという状況にあります。

今後も引き続き、「研修や講習等による知識習得や理解普及活動を中心とした取組」を進めながら、男女共同参画推進の第2ステージとなる「地域における課題解決のための実践的活動を中心とする取組」へ移行していくために、市民と行政、事業者や地域団体などが連携、協働して男女共同参画社会の実現をめざします。

現行のプランは、2010（平成22）年度をもって計画期間が終了となったことから、平成23年度を起点とした第5次黒石市総合計画や国及び県の男女共同参画推進計画と整合性を図りながら、現行プランの理念を継承し、「第2次くろいし男女共同参画推進プラン」を策定することにしたものです。



2 計画の基本理念

□計画がめざす黒石市の姿

私たちの愛する黒石市を、男女が、性別によって不平等な扱いを受けたり、生き方や行動を制約されたりすることなく、自分の個性と能力を発揮しながら、家庭や仕事、地域活動と一緒に取り組み、喜びと責任を分かちあうことによって、誰もが安心して心豊かに暮らすことができる「男女共同参画のまち」として発展させていくことをめざします。

□ 計画の基本的視点

計画策定にあたっての基本的視点として以下の6点をあげ、計画の内容の中に盛り込みました。

- ①固定的性別役割分担意識およびジェンダーの克服
- ②男性の家事、育児、介護への参画
- ③労働の場での男女平等の実現
- ④女性の意思決定過程への参画
- ⑤すべての人の自立支援【誰もが自分らしく生きることができる条件・環境の整備】
- ⑥男女の人権の尊重



☆キー・ワード

<固定的性別役割分担意識>

「男は仕事、女は家事・育児」というように、男か女かという性別に基づいて、異なった役割を固定的にふりわけると考える考え方をいいます。

<ジェンダー>

「男らしさ」「女らしさ」のように、歴史的・社会的・文化的につくられた性差のことをいい、これに対して生物学的性差を「セックス」といいます。「ジェンダー」は生物学的な違いから生じるのではなく、社会やしつけ、教育によって後天的に形成されます。

3 計画策定の背景

(1) 世界の動き

女性の人権に関する国際的な取組は、第二次大戦後、国際連合の中に「婦人の地位委員会」が設置されたことに始まり、1975（昭和50）年の「国際婦人年」とこれに続く「国連婦人の10年」の中で、女性に対する差別の撤廃と地位向上のための世界的な取組が推進されて、今日に至っており、中でも1979（昭和54）年に採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（「女子差別撤廃条約」）は、その後のわが国をはじめ各国の女性関連施策の大きなより所となっています。

さらに、1985（昭和60）年の第3回世界女性会議（「ナイロビ女性会議」）では、「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」（「ナイロビ将来戦略」）が採択され、各国政府に具体的な行動計画の策定が求められました。

そして、1995（平成7）年、第4回世界女性会議が北京で開催され、「ナイロビ将来戦略」の完全実施を図るための見直しと、その評価に基づいた「北京宣言及び行動綱領」（「行動綱領」）が採択されました。

2000（平成12）年には、ニューヨークで女性2000年会議が開催され、「行動綱領」の実施状況を検討、評価するとともに、男女平等を実現するための「政治宣言及び成果文書」が採択されました。

2005（平成17）年には、ニューヨークで第49回国際婦人の地位委員会が開催され、これまでの進展を踏まえながらも完全実施に取り組むための宣言を採択しました。

(2) 国内の動き

日本国内での女性問題や男女共同参画への取組は、国際連合などの国際的な取組と連動して進められ、1975（昭和50）年の「国際婦人年」に婦人問題企画推進本部が総理府に設置され、1977（昭和52）年には「国内行動計画」が策定されました。

さらに、国際連合が1979（昭和54）年、「女性差別撤廃条約」を採択したことに伴い、「男女雇用機会均等法」をはじめとする法律や制度を整備し、1985（昭和60）年、日本は72番目の批准国となりました。

その後も、「ナイロビ将来戦略」を受けて、国の行動計画の改定も進み、1

１９８７（昭和６２）年には「西暦２０００年に向けての新国内行動計画」が策定されました。１９９４（平成６）年には、全閣僚による「男女共同参画推進本部」及び「男女共同参画室」が設置されるとともに、「男女共同参画審議会」が設置され、国の推進体制が拡充・強化されました。

さらに、１９９６（平成８）年には、「行動綱領」や「男女共同参画ビジョン」を受けて「男女共同参画２０００年プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて政府が取り組むべき施策を総合的、体系的に整備し、推進することをおこないました。

そして、１９９９（平成１１）年６月には、「男女共同参画社会基本法」を公布・施行し、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざすことを明記し、それに基づいて、２０００（平成１２）年１２月には、「男女共同参画基本計画（第１次基本計画）」が策定されました。

２００１（平成１３）年１月には内閣府に「男女共同参画会議」及び「男女共同参画局」が設置されるなど推進体制が格段に充実・強化されました。また、同年４月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（通称：ＤＶ防止法）」が成立し、２００２（平成１４）年４月から全面実施されました。

２００５（平成１７）年１２月には、男女共同参画基本計画の改定を決定し「第２次男女共同参画基本計画」を策定しました。

２００７（平成１９）年１２月には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活調和のための行動指針」を策定し、２００８（平成２０）年には、内閣府に「仕事と生活の調和推進室」が設置されました。

２０１０（平成２２）年１２月には、基本法施行後１０年間の反省を踏まえ、実効性のあるアクション・プランとして、「第３次男女共同参画基本計画」を策定しました。

（３）青森県の動き

青森県では、国際婦人年に始まる国際的な動きと国内行動計画を背景に、１９７７（昭和５２）年、女性行政担当窓口を生活福祉部児童家庭課に設置しました。その後、企画部青少年婦人室、生活福祉部青少年女性課への改組を経て、１９９６（平成８）年に男女共同参画社会づくりを推進していくため、女性行

政の専管課として女性政策課を新設しました。さらに、２０００（平成１２）年４月には男女共同参画課に改称し、２００２（平成１４）年には青少年・男女共同参画課（男女共同参画グループ）に改組しました。

この間、１９８０（昭和５５）年に「青森県婦人行動計画」を、１９８９（平成元）年には「新青森県婦人行動計画」を策定し、女性の地位向上と社会参加を進めるための施策の推進に努めてきました。

また、２０００（平成１２）年３月には、男女共同参画社会の実現をめざして「あおり男女共同参画プラン２１」が策定されました。

さらに、男女共同参画推進のための活動拠点として、２００１（平成１３）年６月には、青森県男女共同参画センター「アピオあおり」が開館しました。同年７月には、「青森県男女共同参画推進条例」が公布・施行され、強力に推進するための体制が整えられました。この条例と国の第１次基本計画の制定を受けて、２００２（平成１４）年６月には、「あおり男女共同参画プラン２１」を改訂しました。

２００７（平成１９）年３月には、県の「生活創造推進プラン」及び国の「男女共同参画基本計画（第２次）」との整合性、関係法令の改正等も勘案する等し、「新あおり男女共同参画プラン２１」を策定しました。

（４）黒石市の動き

黒石市では、女性の社会進出と地位向上をめざす気運の中、１９９１（平成３）年、第１回女性フォーラムが開催され、以後９回にわたって、本市の女性が抱える問題や課題について研修・討議する場として、女性問題やジェンダーについて周知や理解を得るための大きな役割を担ってきました。

その後、市内外において男女共同参画社会の必要性が強く求められるようになり、本市においても、女性行政担当の必要性和所管課の明確化を図るため、１９９７（平成９）年、庁内の機構改革とともに生涯学習課に女性係が設置され、女性問題や男女共同参画に関する啓発を行いました。

しかし、女性問題の根幹ともいえる固定的性別役割分担意識は、市民の中に根強く残っており、急激な少子・高齢化、情報化などの進展による社会経済情勢の変化とともに、介護や暴力、メディアなどの新たな課題も明らかになり、女性行政がかかわる分野も市民生活全般にわたっていることが認識されるようになりました。

そこで、女性行政に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要があるこ

とから、１９９９（平成１１）年５月「黒石市女性行動計画策定委員会」を設置し、２００２（平成１４）年「くろいし男女共同参画推進プラン」を策定しました。

２００２（平成１４）年４月、庁内の機構改革により、教育委員会から市長部局に男女共同参画事務を移管するとともに「黒石市男女共同参画推進本部」及び「黒石市男女共同参画審議会」を設置し、総合的かつ計画的に推進する体制を整備し、様々な事業を展開してきました。

４ 計画の目的

この計画は、黒石市の女性問題及び男性問題を解決し、男女共同参加社会の実現をめざして、市が市民、事業者、地域団体と連携・協力して総合的、計画的に取り組んでいくための基本的指針とします。



５ 計画の期間

第５次黒石市総合計画と整合性を持たせるため、２０１２（平成２４）年度から２０１９（平成３１）年度までの８年間とします。

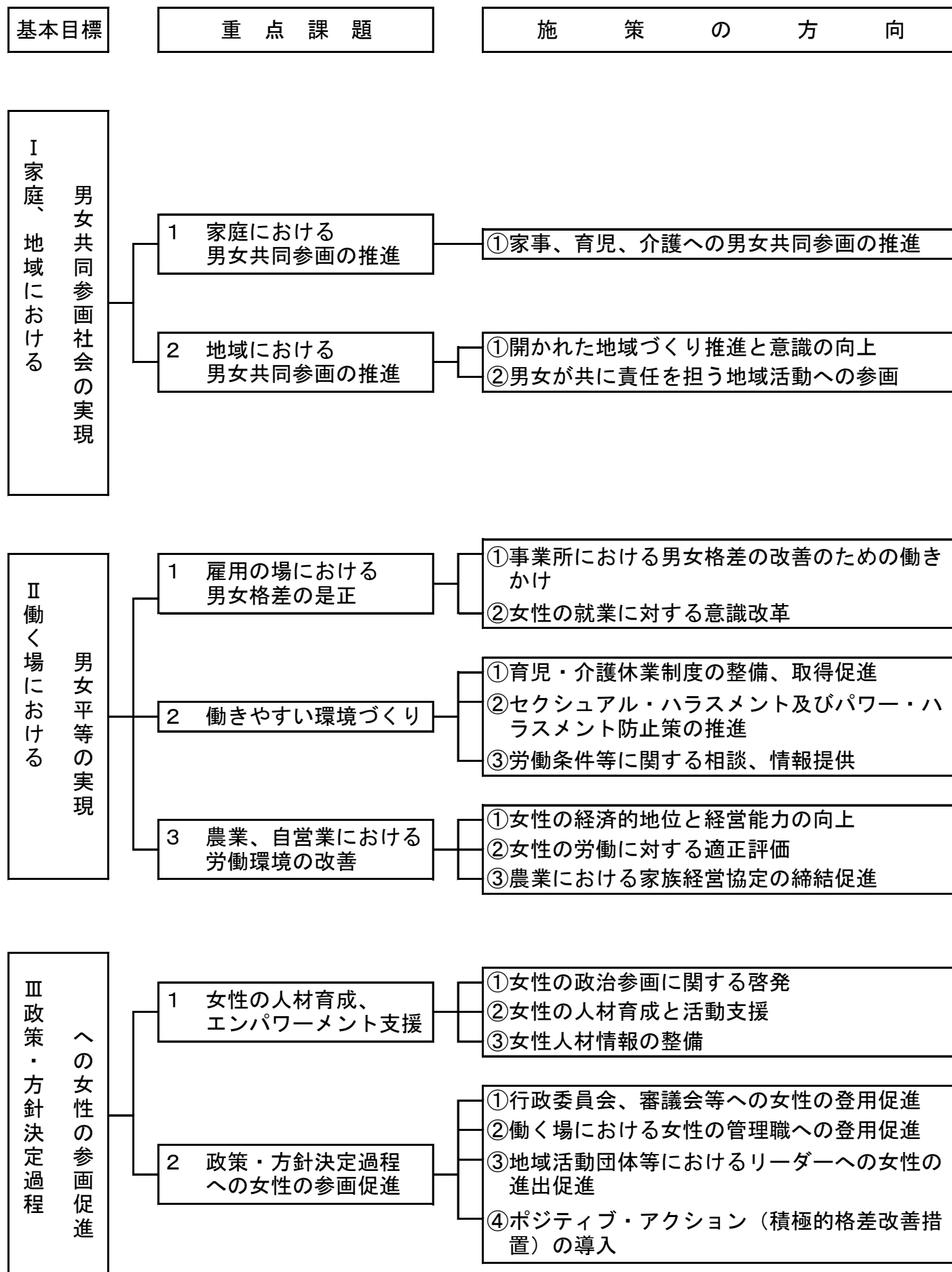
なお、計画の進捗状況、社会情勢などを考慮して、必要に応じて見直しを行うこととし、この計画の具体的推進にあたっては、すべての行政分野に男女共同参画の視点が生かされるよう努めます。

また、具体的施策、事業の実施時期については以下のような基準で区分しています。

A：現在実施し、今後も継続し充実させていく施策、事業
B：平成２４年度から新たに実施し、早期実現をめざす施策、事業
C：最終年度（平成３１年度）までに実施すべき施策、事業



6 計画の体系図



基本目標	重点課題	施策の方向
IV 男女の自立を支える 地域福祉の充実	1 子育て支援体制の充実	①保育所・放課後児童対策の充実 ②小・中学校における学校給食の推進 ③子育てに関する相談・支援体制の整備、充実 ④ひとり親家庭の生活自立支援の充実 ⑤多様な家族形態を認めあう意識啓発
	2 高齢者・障がい者に対する支援	①高齢者・障がい者世帯の生活自立支援の充実 ②高齢者・障がい者の生きがいと社会参加の促進 ③高齢者・障がい者の在宅介護に対する支援体制の充実 ④施設福祉サービスの充実
V 男女の人権の尊重	1 女性や弱者（高齢者・子ども）に対するあらゆる暴力の根絶	①男女の人権に関する啓発活動の充実 ②女性や弱者（高齢者・子ども）に対する暴力に関する相談・支援体制の充実
	2 生涯にわたる健康支援	①性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の普及・啓発 ②妊娠、出産にかかわる保健、医療の充実 ③心と身体の健康づくりに関する施策の充実
	3 様々な問題に対する相談体制の整備	①相談・支援体制の整備、充実 ②相談担当職員に対する研修機会の整備
VI 男女共同参画の意識づくり	1 男女共同参画に関する啓発、広報活動の推進	①男女共同参画に関する啓発、広報活動の充実 ②市職員に対する男女共同参画に関する研修の充実 ③男女共同参画に関する定期的調査の実施
	2 幼児教育、学校教育における男女共同参画教育の推進	①教職員に対する男女共同参画に関する研修の充実 ②性教育（男女の人権尊重教育）の充実
	3 男性にとっての男女共同参画の推進	①男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進
	4 生涯学習、社会教育における男女共同参画学習の推進	①成人に対する男女共同参画学習の充実

第2章 計画の内容



【基本目標Ⅰ】

家庭、地域における男女共同参画社会の実現

男女共同参画社会を実現するためには、私たちのより所であり、意識形成や行動や生き方に大きな影響力を持つ家庭や地域での取り組みを着実に進める必要があります。

特に、家庭生活や地域活動の全般にわたって、男性と女性が対等な立場で一緒にかわり協力していくことが大切です。

現状では、男女共に家庭生活への参画については、若い世代を中心に増えてきていますが、地域活動への参画については、偏りが見られます。これからは、男女の家事・育児・介護への参画と様々な地域活動への主体的・積極的な参加を進めていくことが重要です。

さらには、家庭や地域生活などにおいても子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択・実現できる社会をめざす必要があります。

<重点課題1>

家庭における男女共同参画の推進

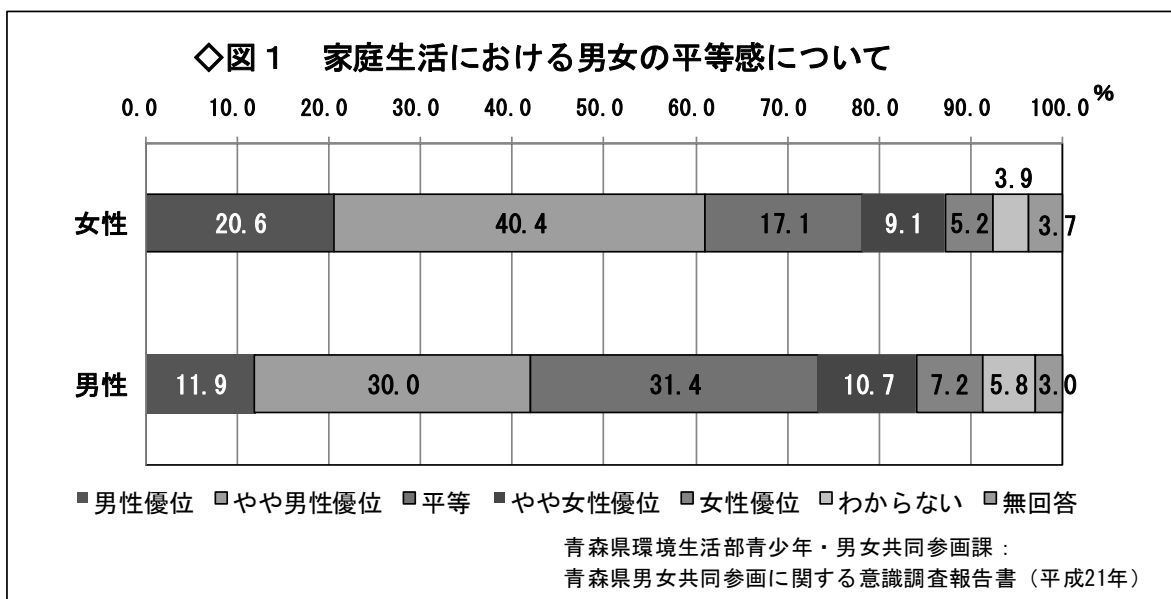
県が実施した意識調査によると、家庭生活における平等感については、次頁の図1のグラフからもわかるように、女性の6割以上が男性優位と思っているのに対して、男性は4割程度が男性優位と思っているようです。

男女共に若い世代では家事・育児において協力体制が浸透してきていますが、一方で、「家事・育児・介護は女性の仕事」という固定的な意識もまだまだ残ってい

るようです。

近年、女性が仕事も家事もという過重な負担を強いられており、男性は仕事中心の意識や周りの環境に左右され、家事に参加できにくい状況にあります。家族がお互いを尊重しつつ、共に助け合える関係を築きあげていくために仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が求められています。

また、家庭内での暴力や弱者に対する虐待などが顕在化しており、これらの防止に向けた啓発や救済への取り組みが必要です。



□重点課題 1 の具体的施策、事業一覧□

施策の方向	具体的施策、事業	担当	実施時期
①家事、育児、介護への男女共同参画の推進	育児教室への男性の参加促進	健康推進課	A
	料理・介護教室への男性の参加の促進	地域包括支援センター	A
		社会教育課	A
	生活自立セミナーの開催	社会教育課	C

A：現在実施し、今後も継続し充実させていく施策、事業

B：平成24年度から新たに実施し、早期実現をめざす施策、事業

C：最終年度（平成31年度）までに実施すべき施策、事業

＜重点課題２＞

地域における男女共同参画の推進

男性の家庭生活への参画と同様に、地域活動への積極的な参画は重要な課題となっています。これまでも、ボランティア活動や環境問題へのかかわり、PTA活動等の様々な地域活動は、主に女性が担ってきました。その一方で、会長等の責任のある地位は男性が多く占めるなど偏った現状にあり（次頁表１参照）、男性も女性も男女共同参画の意識が低く、男女の平等な参画にはほど遠いのが実情です。

若い世代は、地域活動には比較的無関心であり、一方で地域活動の中心的役割を担う高齢世代は保守的な考えが強く、新しいものを受け入れにくい傾向にあります。

しかし、暮らしやすい活力のある地域社会を築いていくためには、女性と男性が地域の一員としての自覚を持つこと、男女間・世代間を超えてお互いに信頼・協力し合うことが必要です。

地域における固定的性別役割分担意識に基づく慣習やしきたりを見直すことで、女性と男性が対等な立場で一緒に活動し、開かれた地域社会を築いていくことが大切です。

◇表１ 地域団体の役員に占める女性の割合

	平成 23 年度			平成 13 年度		
	団体数	女性が会長の 団体数	率 (%)	団体数	女性が会長の 団体数	率 (%)
各地区協議会	10	0	0.0	9	0	0.0
各地区子ども会リーダー会	3	0	0.0	10	6	60.0
各地区子ども会育成会	10	1	10.0	10	0	0.0
青年団体	8	2	25.0	9	2	22.2
老人クラブ	9	0	0.0	10	0	0.0
PTA	14	2	14.3	16	2	12.5
計	54	5	9.3	64	10	15.6

黒石市教育委員会社会教育課：
平成 23 年度 くろいしの社会教育

□重点課題２の具体的施策、事業一覧□

施策の方向	具体的施策、事業	担当	実施 時期
①開かれた地域づくり 推進と意識の向上	地域づくり推進及び実践に係る学 習、研修会の開催	社会教育課	A
		企画課	A
②男女が共に責任を担 う地域活動への参画	男女共同参画のまちづくりについて の学習・研修会の開催	社会教育課	A
		企画課	A
	ボランティア活動における男女共同 参画の促進	福祉総務課	A
		社会教育課	C
	地域活動への男女共同参画の促進	社会教育課	A

A：現在実施し、今後も継続し充実させていく施策、事業

B：平成２４年度から新たに実施し、早期実現をめざす施策、事業

C：最終年度（平成３１年度）までに実施すべき施策、事業



【基本目標Ⅱ】

働く場における男女平等の実現

働く権利は、法の下に男女の区別なく平等に保障されている人権の一つであり、女性が働くことを通じて自立し、自らの能力を高めることは、社会への貢献になるとともに、女性の地位向上に大きな役割を果たすことになります。

少子・高齢化が急速に進む今日、社会全体が発展するためには、女性が男性と共に社会の担い手として働くことが必要です。経済が低迷状態にある近年でも、本市における働く女性の数は年々増え続けており、今後この傾向は継続していくものと思われます。しかし、現状では賃金や雇用形態、昇進など様々な面で、まだまだ男女間の格差が見受けられます。（表2参照）

今後は、社会的に多様な働き方を選択できるよう、労働時間短縮など労働条件の改善を働きかけ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組みを進めていくことが必要です。

◇表2 産業別・男女別現金給与の状況（事業所規模5人以上）

区分	現金給与総額						女性の水準	
	計		男		女		(男=100)	
	平成10年	平成21年	平成10年	平成21年	平成10年	平成21年	平成10年	平成21年
調査産業計	287,046	254,409	357,178	319,977	198,339	182,152	55.5	56.9
建設業	271,415	251,988	293,119	260,219	160,281	185,461	54.7	71.3
製造業	217,268	236,195	310,717	303,117	139,070	147,813	44.8	48.8
運輸・通信業	340,549	362,487	344,899	393,396	285,223	212,966	82.7	53.9
情報通信業	—	357,702	—	406,815	—	248,401	—	61.1
運輸業	—	367,271	—	379,976	—	177,531	—	46.7
卸売・小売業	217,715	201,601	304,084	279,374	141,876	130,869	46.7	46.8
金融・保険業	451,883	380,858	571,685	540,266	307,305	251,622	53.8	46.6
サービス業	351,904	254,173	453,738	324,301	270,655	203,299	59.7	62.5
飲食店・宿泊業	—	120,204	—	160,247	—	102,750	—	64.1
医療・福祉	—	251,718	—	341,772	—	231,539	—	67.7
教育・学習支援業	—	376,070	—	489,694	—	311,443	—	63.6
複合サービス業	—	280,261	—	322,314	—	232,082	—	72.0
その他	—	242,611	—	307,477	—	138,680	—	45.1

青森県企画政策部統計分析課：毎月勤労統計調査地方調査結果

＜重点課題１＞

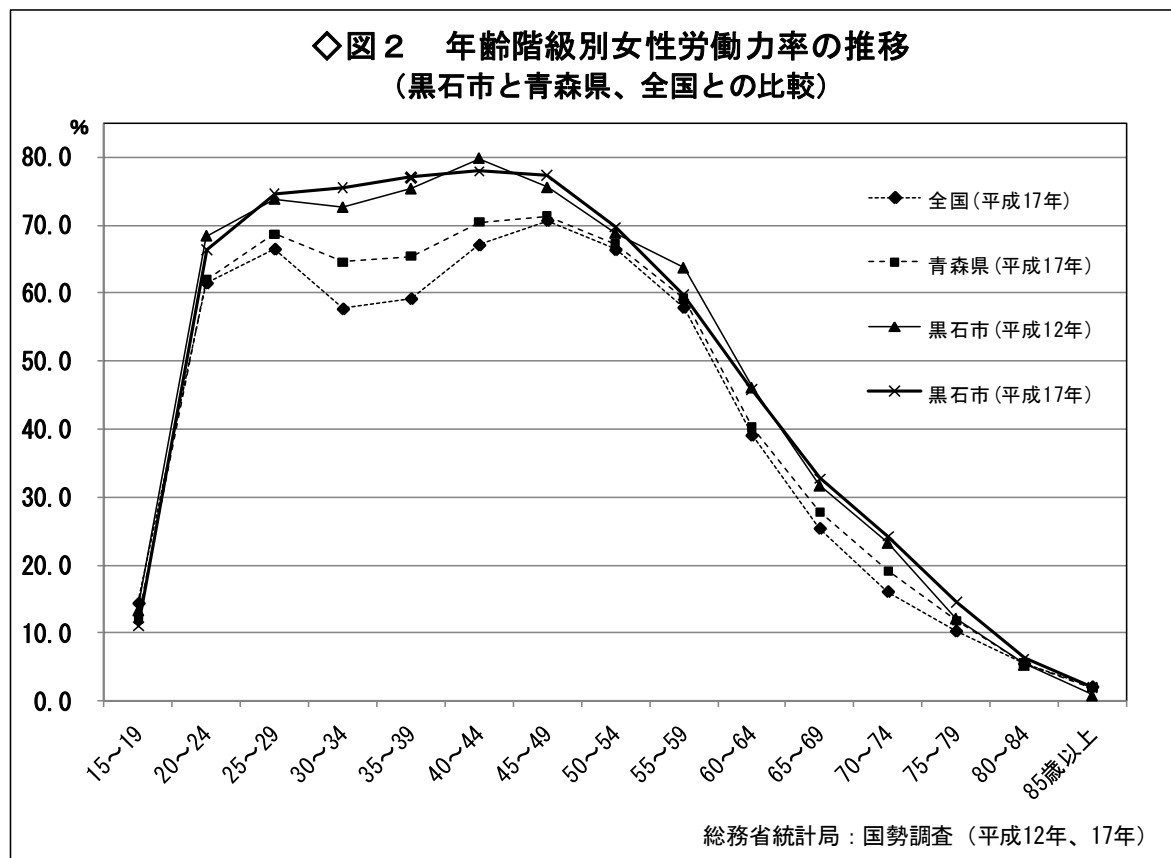
雇用の場における男女格差の是正

１９９７（平成９）年６月、男女雇用機会均等法が改正され、募集・採用、配置・昇進等について雇用の場における男女平等を進めるための改善が行われ、パートタイマーについても、一般社員と同様に労働条件を明示しなければならないなど、パートタイム労働指針が改正されました。

本市では、下のグラフをみてもわかるように、女性の内働く人の割合が高く、特に結婚・出産後も働き続ける人が多いことが特徴です。

しかし、雇用の場においては男性が女性より賃金は高く、昇進・昇級も早いなど、まだまだ雇用の場の男女平等は実現されていないのが現状です。今後も男女間格差改善のために事業所に対して、法律の周知・徹底を働きかけることが重要で、さらに女性に対する育児・介護休暇等の休業補償制度の情報提供も大切なことです。

また、女性が働くことに対する社会全体の理解も必要であるとともに、女性自身の就労に対する自覚を高めるための取り組みを促進することも大切なことです。



□重点課題 1 の具体的施策、事業一覧□

施策の方向	具体的施策、事業	担当	実施 時期
①事業所における男女格差の改善のための働きかけ	事業所及び就業者に対する男女雇用機会均等法、パートタイム労働法等に関する周知、啓発	商工観光課	A
	男女の雇用形態、賃金、昇進等に関する定期的調査の実施、公表	商工観光課	A
		企画課	B
	国や県及び商工会議所との連携強化	商工観光課	A
②女性の就業に対する意識改革	女性の職業意識、経済的自立に関する意識の啓発	商工観光課	A
		企画課	A

A：現在実施し、今後も継続し充実させていく施策、事業

B：平成24年度から新たに実施し、早期実現をめざす施策、事業

C：最終年度（平成31年度）までに実施すべき施策、事業

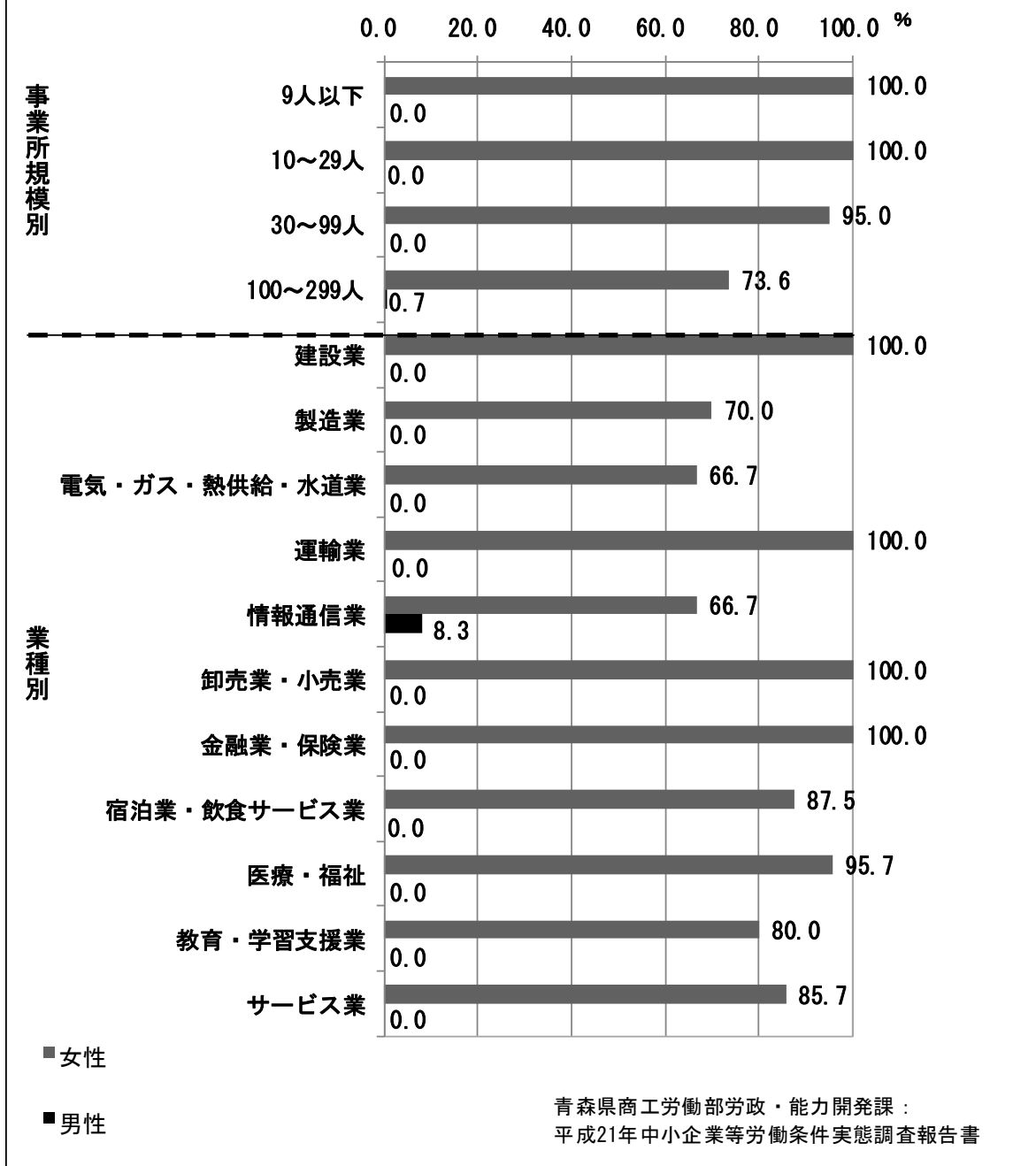
<重点課題 2>

働きやすい環境づくり

家庭、地域、職場でのバランスのとれた生活を送るためには、男女がともに働きやすい環境を整備し、家庭や地域で過ごす時間が十分とれるようにする必要があります。そのためには、男女の労働時間短縮等、就業条件の整備を図らなければなりません。

また、男女が働き続けるためには、育児・介護休業制度の利用を促進することが必要となってきます。特に、男性が育児・介護休業制度を利用しやすい環境づくりがもとめられています。次頁の図3からもわかるように、育児休業制度の利用状況は、圧倒的に女性が多く、男性の利用がほとんどないという状況であるため、今後の課題となります。

◇図3 育児休業制度の利用状況（男女別）



セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントは、人権侵害であり、特に仕事への意欲を損ねることになります。改正均等法の施行により、職場でのセクシュアル・ハラスメントについては、事業主に防止義務が課せられたことから防止義務の周知を図り、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止対策を推進していく必要があります。さらに、男女が共に働きやすい環境をつくる一助として労働条件等に関する相談や情報提供につとめることも重要なことです。

□重点課題２の具体的施策、事業一覧□

施策の方向	具体的施策、事業	担当	実施 時期
①育児・介護休業制度の 整備、取得促進	育児・介護休業制度の普及、取得促進	人事課	A
		商工観光課	A
	市男性職員の育児・介護休業の取得促進	人事課	A
		学校教育課	A
②セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止策の推進	関係機関における「セクシュアル・ハラスメントの防止についての指針」の周知、徹底	人事課	A
		企画課	A
	セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止のための意識啓発	人事課	A
		商工観光課	B
		学校教育課	A
		社会教育課	A
③労働条件等に関する相談、情報提供	事業所への就業規則の整備促進	商工観光課	B
	パートタイム労働者等に対する情報提供	商工観光課	A
		商工観光課	A

A：現在実施し、今後も継続し充実させていく施策、事業

B：平成２４年度から新たに実施し、早期実現をめざす施策、事業

C：最終年度（平成３１年度）までに実施すべき施策、事業

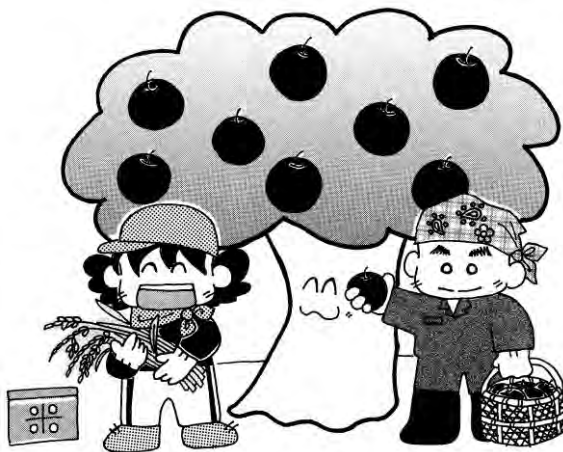
＜重点課題３＞

農業、自営業における労働環境の改善

本市では農業に従事する女性が多く（次頁表３参照）、農業の実質的な担い手として大きな役割を果たしているにもかかわらず、女性の置かれている状況と抱えている問題に対する関心や理解は十分ではありません。農業や自営業は家族による経営が多く、生活と仕事が密接につながっているため、労働時間が長く休日等も不規則となりがちです。さらに、女性には家事・育児の負担があるため、働きすぎの状態にあります。そのため、健康面で問題を抱えている女性も少なくありません。また、報酬や経営に関する権限などの面でも女性の労働力は正しく認識・評価されていません。

このようなことから農業や自営業に従事する女性が無理なく仕事と家庭を両立できるよう、適切な労働時間や定期的な休日の確保など就業条件の整備を図るとともに、充実感を持って働ける環境づくりを進めることが大切です。

本市の基幹産業である農業の振興を図っていく上でも、農業や自営業に従事する女性たちの状況を改善することが必要であり、そのために労働報酬や労働時間、経営上の役割分担、家事・育児の分担を取り決める家族経営協定の締結（次頁図４参照）を進めていくことが必要です。

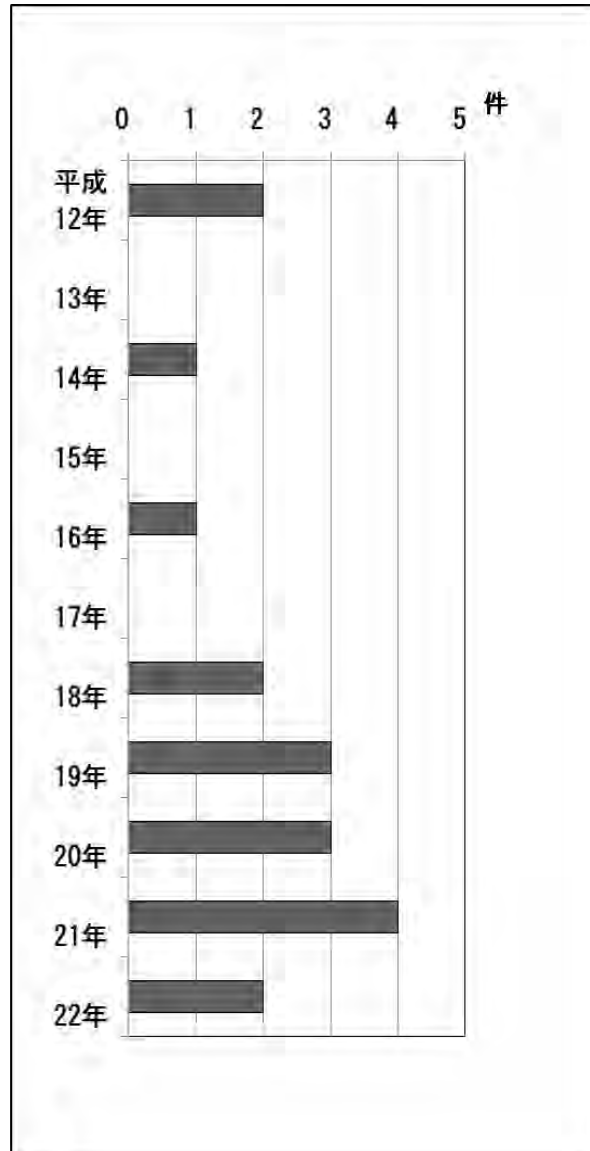


◇表3 女性の業種別就業率
(黒石市)

業種	率 (%)
農業	17.5
林業	0.1
鉱業	0.0
建設業	2.3
製造業	16.8
電気・ガス・熱供給・水道業	0.1
情報通信業	0.6
運輸業	0.9
卸売業・小売業	18.5
金融業・保険業	2.4
不動産業	0.3
飲食店・宿泊業	6.0
医療・福祉	18.2
教育・学習支援業	3.6
複合サービス業	1.0
サービス業	9.7
公務	1.5
分類不能の産業	0.5
計	100.0

総務省統計局：平成17年度国勢調査

◇図4 家族経営協定の締結状況
(黒石市)



黒石市農業委員会

□重点課題３の具体的施策、事業一覧□

施策の方向	具体的施策、事業	担当	実施 時期
①女性の経済的地位と経営能力の向上	女性の経営能力向上のための学習機 会の充実	農林課	A
		商工観光課	B
		農業委員会	A
	農業女性の先進地研修の充実及び実 施	農林課	A
		農業委員会	A
②女性の労働に対する適 正評価	女性の労働に対する適正評価につい ての働きかけ	農林課	A
		商工観光課	B
		農業委員会	A
③農業における家族経営 協定の締結促進	家族経営協定に関する啓発、促進	農業委員会	A
	家族経営協定締結農家の紹介	農業委員会	B
		企画課	A

A：現在実施し、今後も継続し充実させていく施策、事業

B：平成２４年度から新たに実施し、早期実現をめざす施策、事業

C：最終年度（平成３１年度）までに実施すべき施策、事業



【基本目標Ⅲ】

政策・方針決定過程への女性の参画促進

男女共同参画社会を形成していくためには、政策・方針決定過程において、男女の意見や考えが同じように反映され、責任の重さとともに利益も対等に受けられることが必要です。

男性優先の社会が長く続いた日本では、女性が実質的な社会活動の運営を担ってきたにもかかわらず、政策・方針決定過程等の重要な場に女性が参加できなかったり、参加できても意見が十分に反映されないことが多くありました。

少子・高齢化がさらに進むことにより年金・高齢者問題が深刻化し、また、世界的規模での環境問題やエネルギー問題が表面化し、さらには非正規雇用による格差問題など、様々な生活課題が次々に出てきています。

このような課題解決をしていくためには、男女が対等に重要な決定の場にかかわっていくことが大切なこととなります。



<重点課題 1>

女性の人材育成、エンパワーメント支援

女性が重要な決定の場にかかわっていくためには、女性自身が意識改革するとともに自己能力の開発にも取り組まなければならないということが重要な課題となります。そのためには、これまで以上に効果的な女性に対する教育・訓練の場を提供するとともに、積極的に発言、行動できる人材を育成し、審議会等への登用を促進させることが必要です。

女性が力をつけていく（エンパワーメント）ためには、女性自身の能力開発とともに仲間づくりや活動の支援を今後も継続していく必要があります。さらに、強力なリーダーシップをとる人材の育成も重要な課題です。

また、インターネットや携帯電話等が発達し、情報社会が急速に進展する中で取り残される人たちが発生するおそれがあります。情報化時代に即応できる能力を積

極的に身につけることが大切であり、また、行政側は情報格差を解消するための施策をこれからも継続していく必要があります。

さらに、様々な分野で活躍する女性の人材情報を収集・整備し、提供することで、行政や教育、また地域の中で女性の人材を活かすことができるものと期待できます。

□重点課題 1 の具体的施策、事業一覧□

施策の方向	具体的施策、事業	担当	実施時期
①女性の政治参画に関する啓発	女性の政治参画に関する啓発	企画課	C
	情報公開制度の周知と推進	総務課	A
		企画課	C
	女性模擬議会の充実	企画課	C
②女性の人材育成と活動支援	女性リーダー養成のための講座・研修会の充実	社会教育課	A
		企画課	A
	男女共同参画に取り組む女性団体に対する実践活動を含めた育成支援	社会教育課	A
		企画課	A
③女性人材情報の整備	女性人材バンクの整備と人材情報提供	社会教育課	C
		企画課	B

A：現在実施し、今後も継続し充実させていく施策、事業

B：平成24年度から新たに実施し、早期実現をめざす施策、事業

C：最終年度（平成31年度）までに実施すべき施策、事業

<重点課題 2>

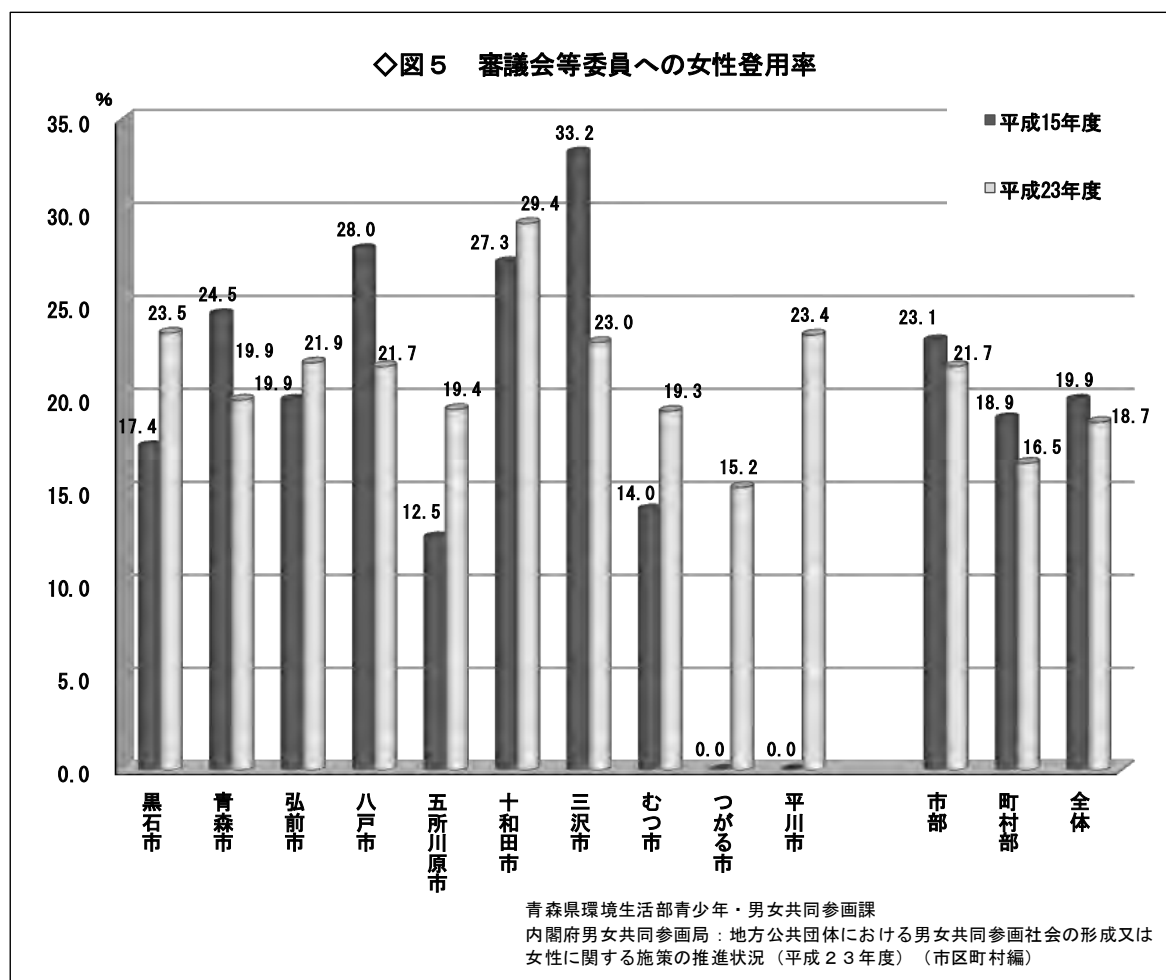
政策・方針決定過程への女性の参画促進

日本は、未だ先進諸国の中でも政策・方針決定過程への女性の参画が遅れていることが指摘されています。

本市における審議会等委員への女性登用率は23.5%で、10市のうち2位となっています（図5参照）。市の施策は日常生活に密接にかかわっており、行政・審議会委員の意見や提言は施策に大きな影響を及ぼしています。市民の意見を広く行政に反映させるためには、委員の性別に偏りがあってはなりません。そのために

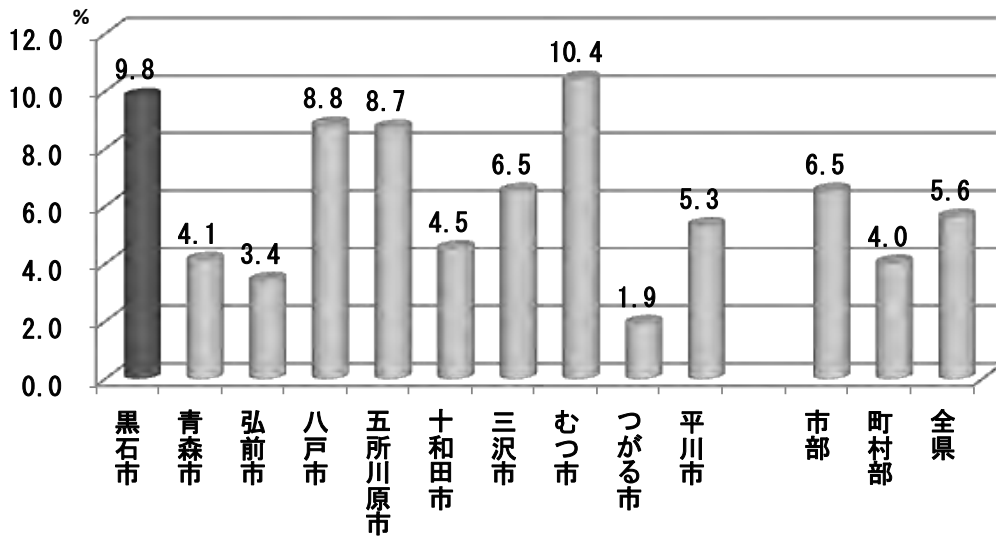
は、行政委員会、審議会等における女性委員の登用を今まで以上に積極的に図っていく必要があります。

誰もが暮らしやすいまちづくりをするために、施策の企画段階における女性職員の積極的な発言や行動が今まで以上に求められ、それと同時に管理職への登用も必要不可欠となります。



本市における平成23年度の女性職員の管理職比率は、図6からもわかるように9.8%で、全県の5.6%を上回っています。今後さらに比率が高まるように登用の体制整備が必要となります。以上のことから、女性の採用・登用等の促進に積極的に関わり、男女平等を徹底していくことが重要となります。

◇図6 一般行政職員のうち女性管理職比率（平成23年度）

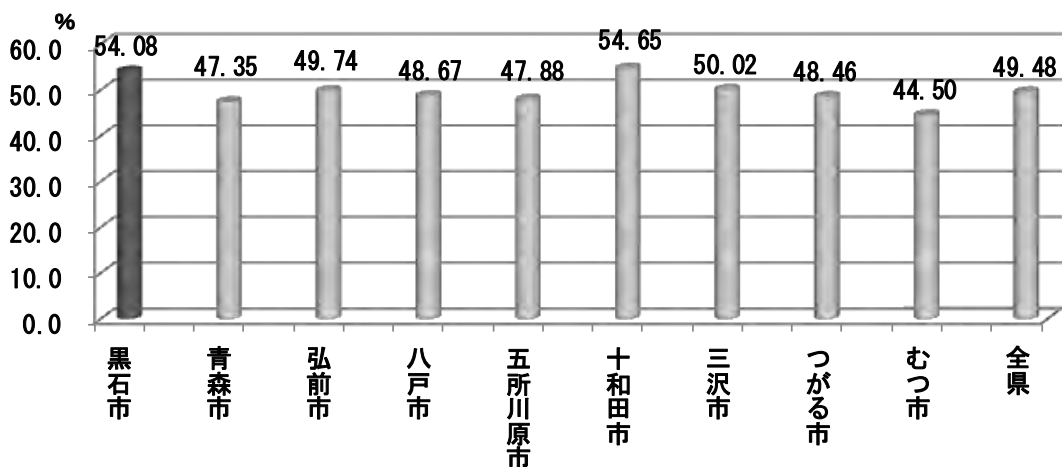


内閣府男女共同参画局：
地域公共団体における男女共同参画社会の形成
又は女性に関する施策の状況（平成23年度）（市区町村編）

次に、本市における女性の労働力人口の割合は54.08%で、全県の49.48%を上回り、県内でも上位の割合となっています（図7参照）。しかし、女性の能力や実績が適正に評価されていないという意見もあります。政策・方針決定過程への女性参画を促進するために、今後も女性自身の参画意欲を高めるとともに、ポジティブ・アクションによる積極的な登用が望まれます。

また、事業所や各団体、市民に対して、意思決定過程で女性の意見が反映されるよう積極的な働きかけが必要です。

◇図7 黒石市及び県内の労働力率（平成17年）



総務省統計局：平成17年国勢調査

□重点課題２の具体的施策、事業一覧□

施策の方向	具体的施策、事業	担当	実施 時期
①行政委員会、審議会等 への女性の登用促進	審議会等委員への女性の積極的な 登用と女性のいない審議会等の解 消	総務課	A
		秘書課	A
		人事課	A
		管財課	B
		市民環境課	A
		税務課	B
		国保年金課	A
		健康推進課	A
		福祉総務課	A
		高齢介護課	A
		地域包括支援センター	B
		生活福祉課	B
		農林課	B
		商工観光課	B
		建設課	A
		上下水道課	A
		農業委員会事務局	B
		選挙管理委員会事務局	A
		監査委員事務局	B
		学校教育課	A
		社会教育課	B
		文化課	A
		黒石病院	A
		企画課	A

A：現在実施し、今後も継続し充実させていく施策、事業

B：平成２４年度から新たに実施し、早期実現をめざす施策、事業

C：最終年度（平成３１年度）までに実施すべき施策、事業

□重点課題２の具体的施策、事業一覧□

施策の方向	具体的施策、事業	担当	実施 時期
①行政委員会、審議会等 への女性の登用促進	審議会等委員の公募枠の拡大	総務課	B
		管財課	B
		市民環境課	B
		税務課	B
		国保年金課	B
		健康推進課	B
		福祉総務課	A
		高齢介護課	B
		地域包括支援センター	B
		生活福祉課	B
		農林課	B
		商工観光課	B
		建設課	B
		農業委員会事務局	B
		選挙管理委員会事務局	B
		監査委員事務局	B
		学校教育課	A
		社会教育課	C
		文化課	B
		黒石病院	C
		企画課	B
	行政委員会、審議会等への女性登用 率の定期的調査と公表	企画課	A

A：現在実施し、今後も継続し充実させていく施策、事業

B：平成２４年度から新たに実施し、早期実現をめざす施策、事業

C：最終年度（平成３１年度）までに実施すべき施策、事業

□重点課題２の具体的施策、事業一覧□

施策の方向	具体的施策、事業	担当	実施 時期
②働く場における女性の 管理職への登用促進	募集・採用・昇任などにおける男女 平等の徹底	人事課	A
		学校教育課	B
	市女性職員の研修会等への積極的な 参加促進	総務課	B
		秘書課	A
		人事課	A
		管財課	B
		市民環境課	B
		財政課	B
		税務課	A
		収納課	A
		国保年金課	A
		健康推進課	A
		福祉総務課	B
		高齢介護課	A
		地域包括支援センター	B
		生活福祉課	B
		農林課	B
		商工観光課	B
		建設課	B
		上下水道課	B
		会計課	B
		議会事務局	B
		農業委員会事務局	B
		選挙管理委員会事務局	B
		監査委員事務局	B
		学校教育課	B

A：現在実施し、今後も継続し充実させていく施策、事業

B：平成２４年度から新たに実施し、早期実現をめざす施策、事業

C：最終年度（平成３１年度）までに実施すべき施策、事業

□重点課題２の具体的施策、事業一覧□

施策の方向	具体的施策、事業	担当	実施 時期
②働く場における女性の 管理職への登用促進	市女性職員の研修会等への積極的 な参加促進	指導課	B
		社会教育課	C
		文化課	A
		黒石病院	B
		企画課	A
	市女性職員の管理職登用率等の定 期的調査と公表	企画課	A
	事業主に対する女性の管理職への 登用促進に関する働きかけ	商工観光課	B
		企画課	C
	女性の職域の拡大に関する啓発の 促進	商工観光課	B
		企画課	B
	県、関係団体との連携の強化	商工観光課	B
③地域活動団体等におけ るリーダーへの女性の進 出促進	地域社会活動団体等におけるリー ダーへの女性の進出促進に関する 啓発	社会教育課	B
		企画課	B
	地域社会活動団体等における構成 員の実態調査の実施	社会教育課	C
	地域社会活動団体等のリーダーに 占める女性の割合の定期的調査と 公表	企画課	B
	防災組織に係る女性リーダーの育 成	総務課	B

A：現在実施し、今後も継続し充実させていく施策、事業

B：平成２４年度から新たに実施し、早期実現をめざす施策、事業

C：最終年度（平成３１年度）までに実施すべき施策、事業

□重点課題２の具体的施策、事業一覧□

施策の方向	具体的施策、事業	担当	実施 時期
④ポジティブ・アクション（積極的格差改善措置）の導入	行政委員会、審議会等における女性登用率の目標値設定（登用率の目標値は、当面の間30%以上）	総務課	A
		秘書課	A
		人事課	C
		管財課	B
		市民環境課	A
		税務課	B
		国保年金課	A
		健康推進課	A
		福祉総務課	A
		高齢介護課	B
		地域包括支援センター	B
		生活福祉課	B
		農林課	B
		商工観光課	B
		建設課	B
		上下水道課	A
		農業委員会事務局	B
		選挙管理委員会事務局	A
		監査委員事務局	B
		学校教育課	C
		社会教育課	B
		文化課	B
		黒石病院	A
		企画課	B
	ポジティブ・アクション（積極的格差改善措置）に対する啓発	企画課	B

A：現在実施し、今後も継続し充実させていく施策、事業

B：平成24年度から新たに実施し、早期実現をめざす施策、事業

C：最終年度（平成31年度）までに実施すべき施策、事業

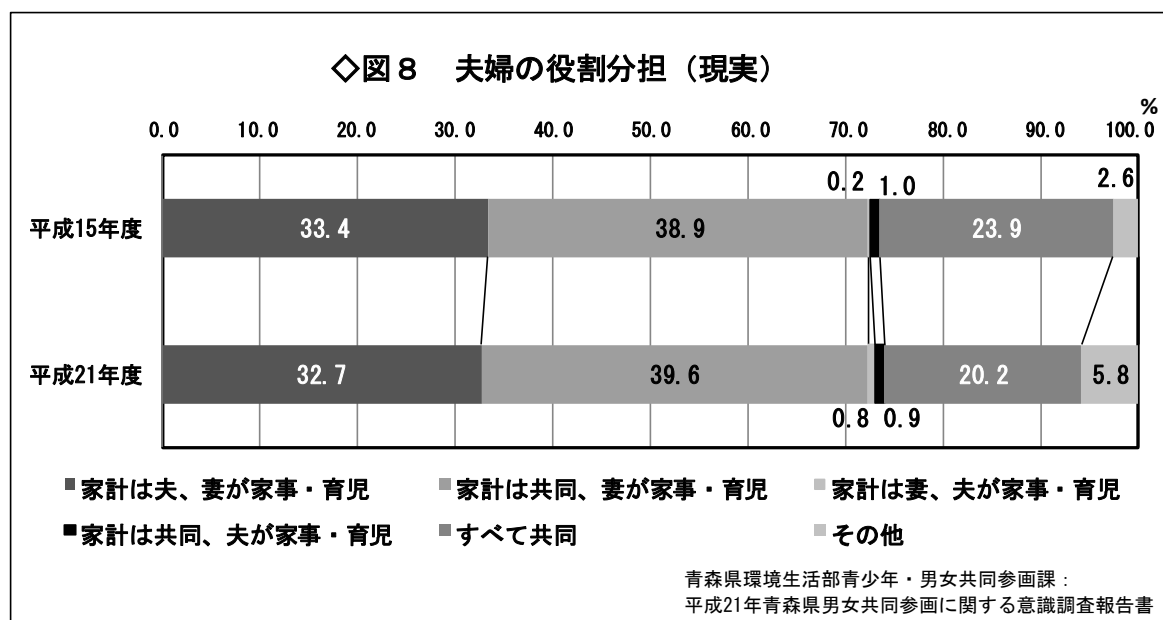
【基本目標Ⅳ】

男女の自立を支える地域福祉の充実

すべての人が自分らしく生きることができる男女共同参画社会の実現のためには、様々な理由により不利な立場におかれ自立の困難な人に対して、社会的な支援とともに地域での支えも必要です。

平成21年度青森県の意識調査によると、未だに妻が家事・育児などを行っている家庭が7割以上であり、その多くの女性が自立できないジレンマに悩んでいます。また、介護等により自宅に閉じこもり気味になり、人と人とのつながりが希薄になっている昨今では、地域の人との交流によりストレスの発散を望む人が多くなっています。

このような状況で、すべての人にその人らしく生きる権利が保障されなければならないことから、子育てや介護を女性だけに任せるのではなく、男性とさらには地域や社会が協力して担っていくべきであるということを広めて、社会的な支援体制を見直し、男女共同参画の施策を取り入れながらさらに充実させていくことが必要です。



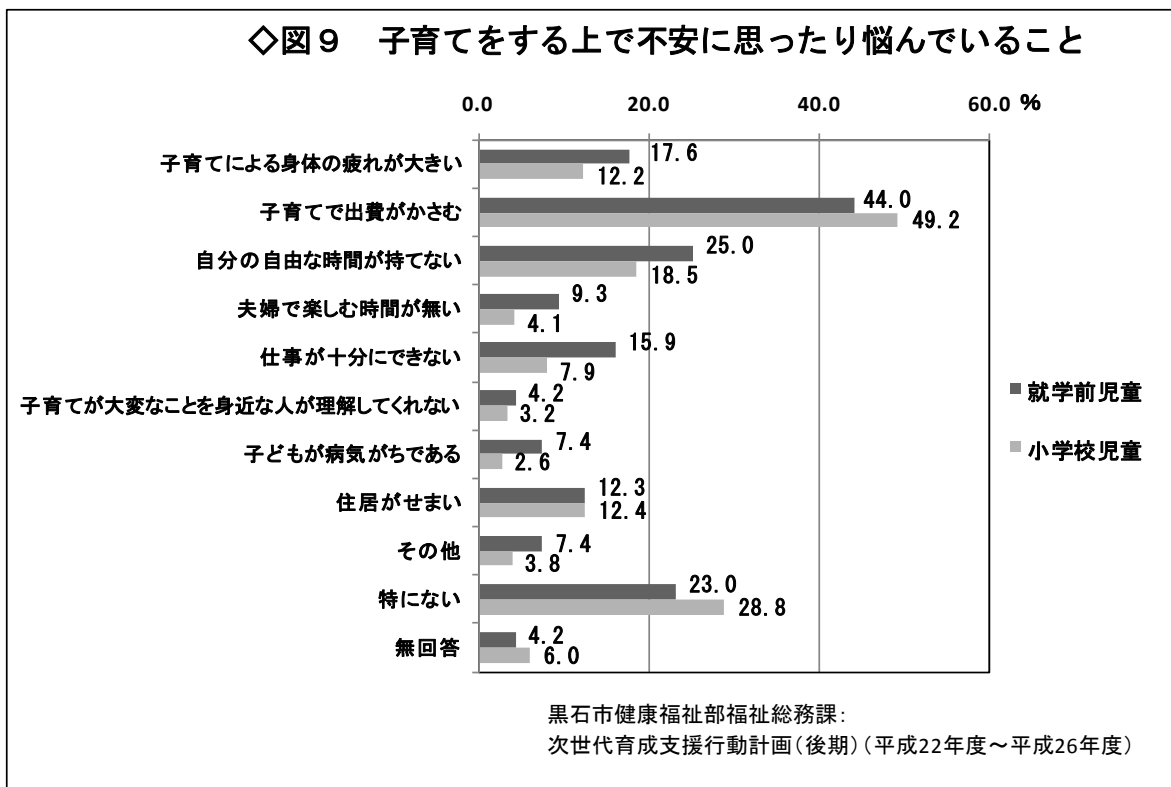
＜重点課題 1＞

子育て支援体制の充実

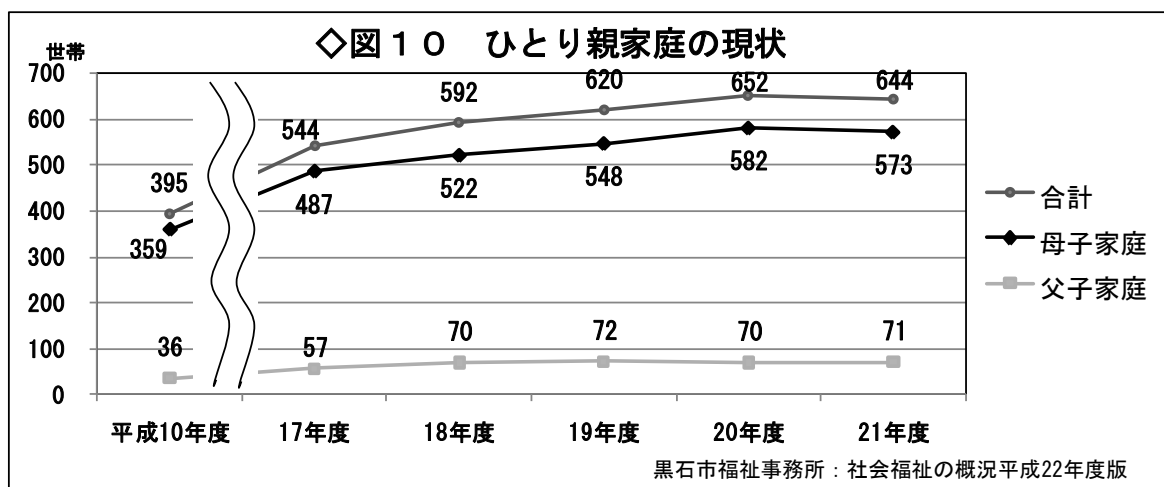
平成17年度の国勢調査によると、本市女性の労働力人口の割合は全国に比べ多く、20代から40代の割合がほぼ同じであるため（P14の図2のグラフの形が全国がM字になっているのに対し、黒石市はM字になっていない）、結婚しても働き続ける人が多いということが伺えます。このため、男性も含めて仕事と子育てが両立できるように、保育所や放課後児童対策などの支援体制を整備・充実していく必要があります。同時に子育てをする親に対しての「子育て教育」も必要になってきています。

市の次世代育成支援行動計画に係るニーズ調査の結果によると、「子育てをする上で不安に思ったり悩んでいること」では、「子育てで出費がかさむ」が1位となっています。子育ての負担感については、「負担を感じる」が約40%以上となっています。

これらの結果を受けて、子どもを持つ家庭が、地域の中で孤立したり、育児ノイローゼや幼児虐待に陥ることがないように、子育てについて気軽に相談したり、交流の機会を持つことができるように、様々な相談・支援体制を整備し、情報提供につとめる必要があります。



平成21年度末現在、本市のひとり親家庭は、母子世帯573、父子世帯71で、合計644世帯で、平成10年の数値と比較すると約6割増となっています。



平成21年度の青森県内における1カ月の平均収入については、母子世帯で、15万円未満の世帯が8割近くを占め、父子世帯で15万円未満の世帯は3割となっています。また、青森県ひとり親家庭等実態調査報告書によると、母子世帯、父子世帯とも困っていることの第1位は生活費で半数を超えています。

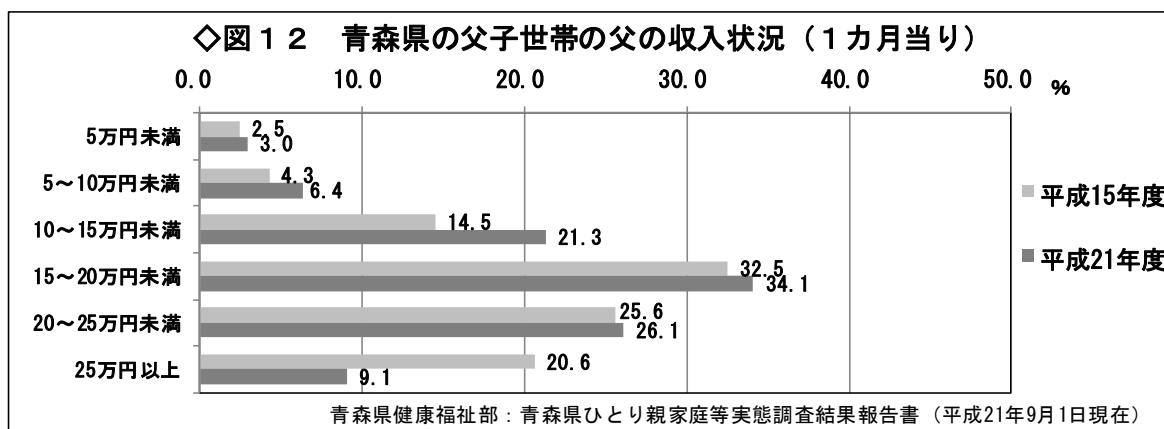
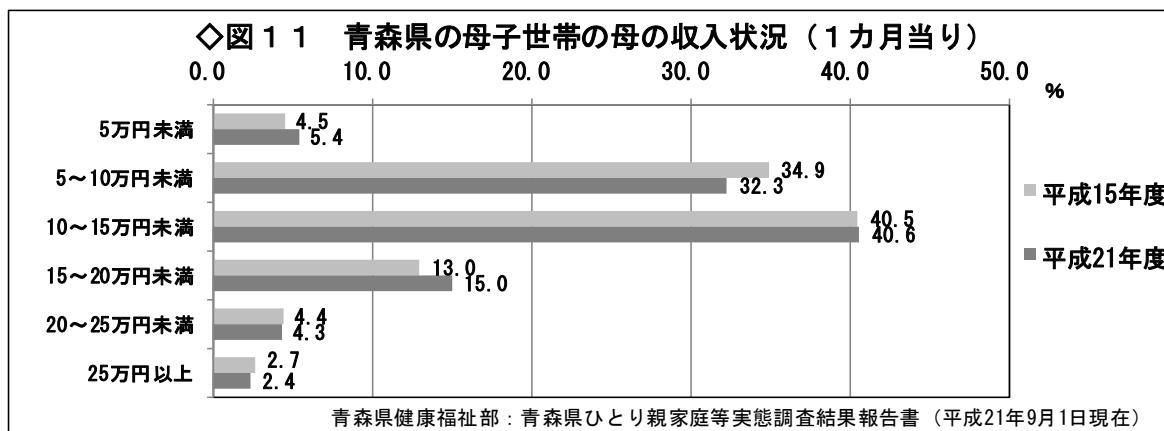
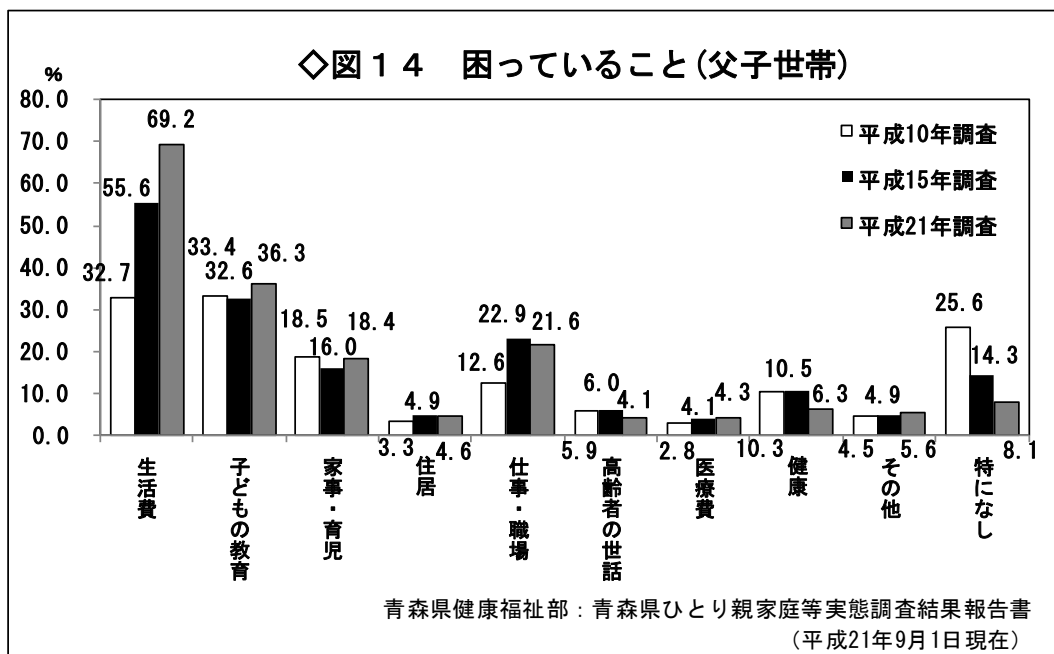
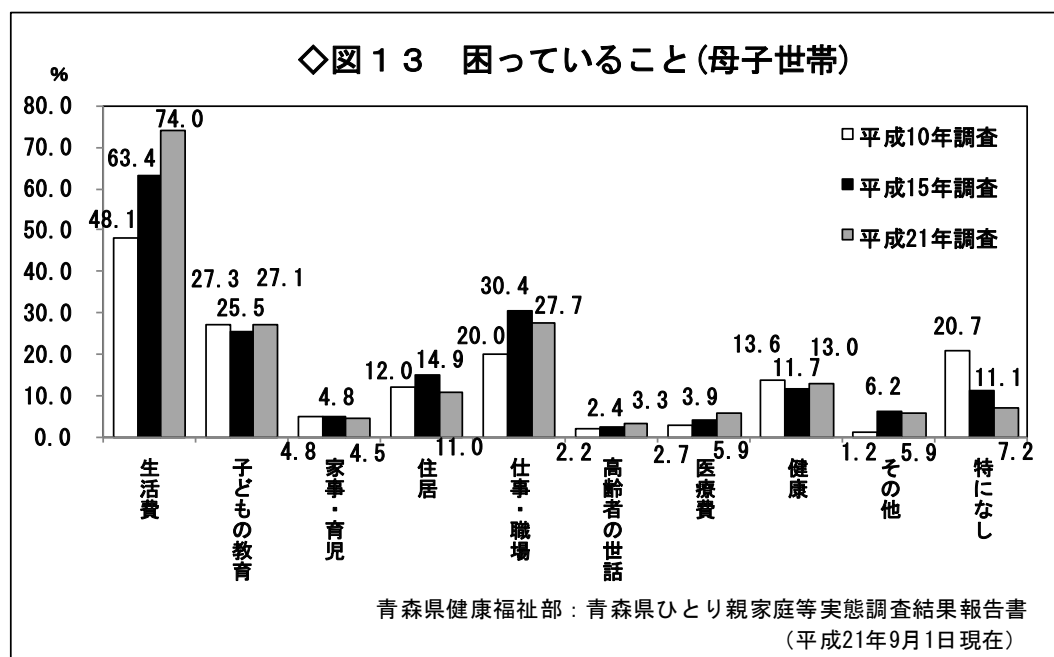


図13、14からもわかるように、ひとり親家庭は経済的問題をはじめ多くの問題を抱えており、それぞれの状況に応じた生活の安定と、自立への相談・支援体制を充実する必要があります。たとえば、相談等の支援の充実については、生活上の問題や子育てについての問題など様々なことに対して、家庭相談員と専門の機関が連携を図り、相談活動を行う必要があります。また、相談担当者を男女同数にすることで相談しやすくすることも必要です。

さらに、経済的支援の充実については、入学・卒業祝金の支給他、医療費助成などの支援が必要になります。



□重点課題１の具体的施策、事業一覧□

施策の方向	具体的施策、事業	担当	実施 時期
①保育所・放課後児童対策の充実	保育園・児童館等の整備、充実	福祉総務課	A
	市民の要請に応じた多様な保育事業の充実	福祉総務課	A
	保育園に対する男性保育士採用の働きかけ	福祉総務課	A
	幼児虐待対策等の研修会への職員の参加促進	福祉総務課	A
	保育料負担の軽減	福祉総務課	A
②小・中学校における学校給食の推進	小・中学校における学校給食の推進	学校教育課	A
③子育てに関する相談・支援体制の整備、充実	地域子育て支援センターの整備	福祉総務課	A
	ファミリー・サポート体制の整備、充実	福祉総務課	A
	子育てに関する情報提供	健康推進課	A
		福祉総務課	A
④ひとり親家庭の生活自立支援の充実	各種援助事業の整備と情報提供	福祉総務課	A
	母子寡婦福祉資金制度の周知、充実	福祉総務課	A
	安心して暮らせる住環境の整備	建設課	C
	ひとり親家庭に対する相談体制の整備、充実	福祉総務課	A
	生活自立のための技能習得、資格習得に関する情報提供	福祉総務課	A
	国、県との連携の強化	福祉総務課	A
⑤多様な家族形態を認める意識啓発	多様な家族形態を尊重する意識の啓発	社会教育課	B
		企画課	B

A：現在実施し、今後も継続し充実させていく施策、事業

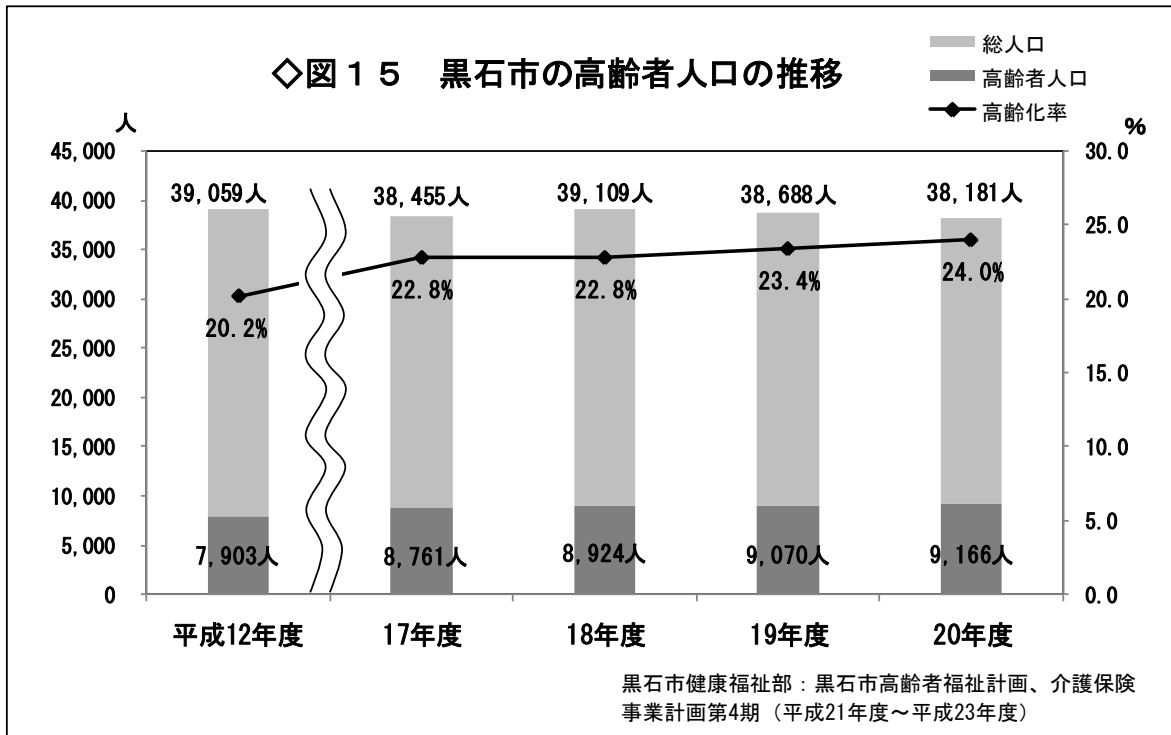
B：平成２４年度から新たに実施し、早期実現をめざす施策、事業

C：最終年度（平成３１年度）までに実施すべき施策、事業

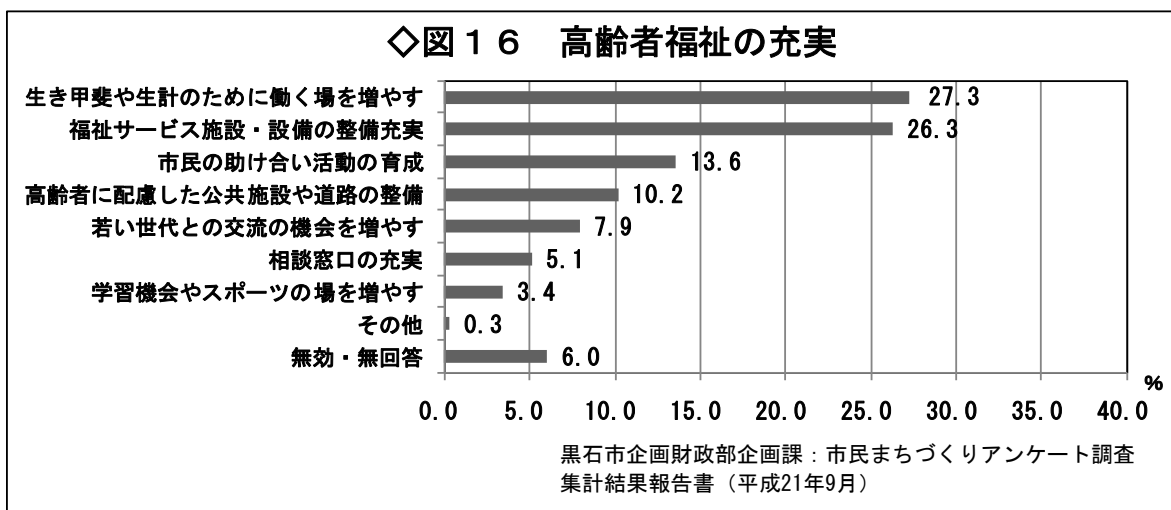
＜重点課題２＞

高齢者・障がい者に対する支援

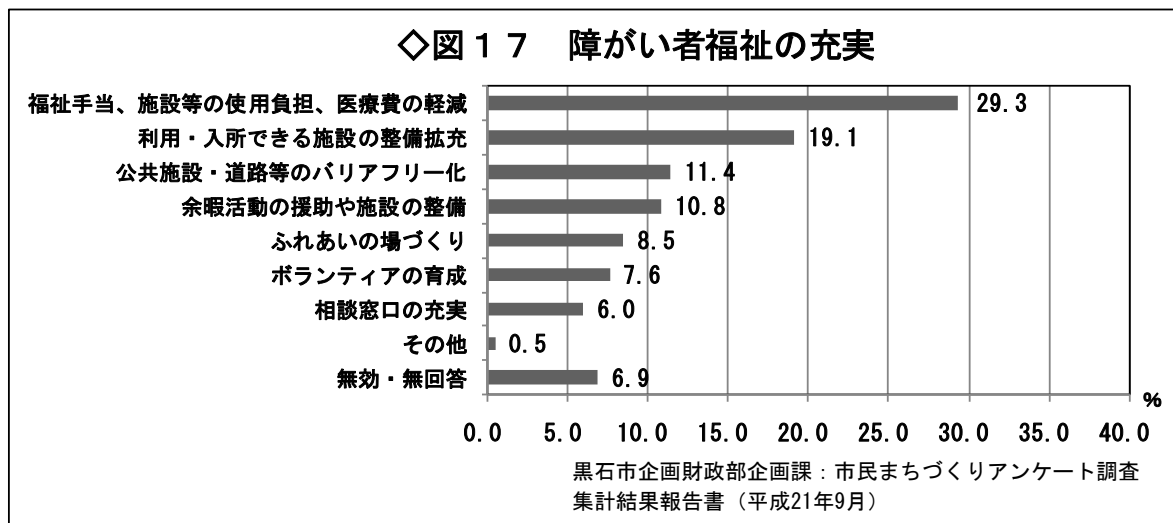
本市の高齢化率（総人口に占める６５歳以上の人口の割合）は、平成２０年には、２４．０％で、前回計画策定時直近の平成１２年の２０．２％に比べると３．８％の増で、さらに高齢化が進んでいることがわかります。



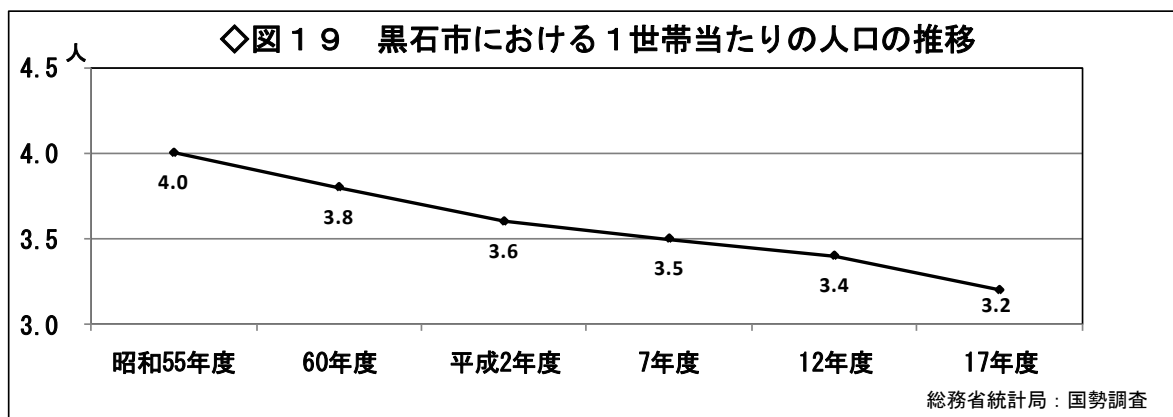
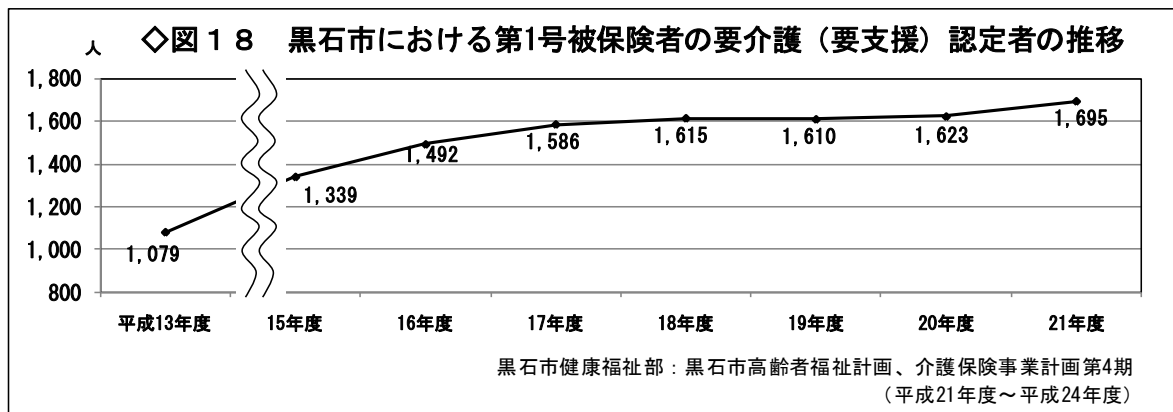
市民まちづくりアンケート調査によると、高齢者福祉の充実については、生き甲斐や生計のために働く場所を増やすという回答が１位となっています。



また障がい者福祉の充実については、「福祉手当、施設等の使用負担、医療費の軽減」が1位となっています。



介護については、要介護認定者数が徐々に増加しており、平成15年度には1,339人であったのが、平成21年には1,695人となっており、反面、一世帯当たりの人口が減少していることから、一人当たりに対する負担が増加していると思われます。



これらのことから、高齢者の多くは老後の生活について、健康面、経済面、精神面など様々な不安や問題を抱えていることがうかがわれ、そのための支援も必要となります。特に、一人暮らしへの支援は必要となります。

同様に、障がい者に対しても、自立して生活できる環境や条件を整備し、家族の負担を軽減するための福祉サービスの充実を図ることが大切です。

さらに、介護については介護を受ける側はもちろん、介護する側を支援する体制が必要となってきます。また、介護サービスの更なる周知も必要となります。

これからは、高齢者も障がい者も社会に参加し、生きがいを持って自分らしい生活を送ることができるよう、保険、医療、福祉が連携して支援体制を整えていく必要があります。

また、高齢者、障がい者、さらに介護する人も含めて、地域との交流の大切さを考えることも必要になります。

□重点課題２の具体的施策、事業一覧□

施策の方向	具体的施策、事業	担当	実施時期
①高齢者・障がい者世帯の生活自立支援の充実	事業所に対する高齢者・障がい者雇用促進についての働きかけ	福祉総務課	A
		高齢介護課	A
		商工観光課	B
	シルバー人材センターへの支援	商工観光課	A
	知的障がい者などの通所授産施設の整備、充実	福祉総務課	A
	障がい者住宅改造支援事業の充実	福祉総務課	A
	高齢者・障がい者にやさしい道路環境の整備	建設課	A
	日常生活用具給付事業の充実	福祉総務課	A
	老人福祉電話設置事業の充実	高齢介護課	A
	緊急通報装置貸与事業の充実	福祉総務課	A
		高齢介護課	A

A：現在実施し、今後も継続し充実させていく施策、事業

B：平成２４年度から新たに実施し、早期実現をめざす施策、事業

C：最終年度（平成３１年度）までに実施すべき施策、事業

□重点課題２の具体的施策、事業一覧□

施策の方向	具体的施策、事業	担当	実施 時期
②高齢者・障がい者の生きがいと社会参加の促進	高齢者・障がい者の社会参加に関する意識の啓発	福祉総務課	A
		高齢介護課	A
		社会教育課	A
	世代間交流事業の推進	指導課	A
		社会教育課	A
	老人福祉センターの充実	高齢介護課	A
	公民館の活用と学習機会の充実	社会教育課	A
	高齢者生きがい活動支援通所事業の充実	地域包括支援センター	A
	各種関係団体の育成、支援	福祉総務課	A
		高齢介護課	A
③高齢者・障がい者の在宅介護に対する支援体制の充実	デイサービスセンターの充実	地域包括支援センター	A
	介護者のための相談事業の充実	地域包括支援センター	A
	福祉従事者に対する男女共同参画に関する研修の充実	福祉総務課	B
		高齢介護課	B
④施設福祉サービスの充実	在宅障がい者施設の整備、充実	地域包括支援センター	A

A：現在実施し、今後も継続し充実させていく施策、事業

B：平成24年度から新たに実施し、早期実現をめざす施策、事業

C：最終年度（平成31年度）までに実施すべき施策、事業



【基本目標Ⅴ】

男女の人権の尊重

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、それが「男女共同参画基本法」の理念のひとつとなっています。

男女共同参画社会は男女が個人として尊重され、平等に扱われることが基本となりますが、現実には、未だに固定的性別役割分担意識により、多くの女性が、個性を活かしその能力を十分に発揮する機会を阻まれています。

また、配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、セクシュアル・ハラスメント等の被害者の多くは女性であり、これらは重大な人権侵害となります。

さらに、健康支援については、特に女性は妊娠・出産に係る健康不安があることから、男性以上に支援が必要となります。

これらのことから、男女の人権尊重については特に女性に対する認識がまだまだ不足していると思われるため、今後とも社会的な認識を深め、適切に対応していくことが必要となります。

<重点課題1>

女性や弱者（高齢者・子ども）に対するあらゆる暴力の根絶

女性や弱者（高齢者・子ども）に対する暴力は、恐怖と不安を与え、自信を失わせ、人間としての尊厳を傷つけ、最も深いところでその人の生き方の自由を奪う、最悪の人権侵害といえます。

かつては、女性や弱者（高齢者・子ども）に対する暴力についての社会的認識が不十分であったため、多くの女性や弱者（高齢者・子ども）が苦しみながら誰にも相談できず、被害が潜在し、公的な対応も遅れていました。

現在では、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス等の言葉が一般的に使用されるようになり、それらの実態も明らかにされるようになりました。女性や弱者（高齢者・子ども）に対する暴力には様々な

ものがありますが、どのような事情があろうと決して許されないとの認識を広め、根絶に向けて社会全体で強力に取り組まなければなりません。

平成21年度青森県の意識調査によると、配偶者に対する加害経験について、多いのは男性で、当然のことですが、被害経験については、女性が圧倒的に多いという結果になっています（表4及びP41の表5参照）。このことから、夫から妻への暴力がまだ多いということが改めてわかりました。また、セクシュアル・ハラスメントについては、女性の方が、体をさわられたなど被害経験のある人が多い状況となっています。（P41の図20参照）

このようなことから、本市においても、これまで以上に女性に対する暴力についての的確に対処する必要があります。



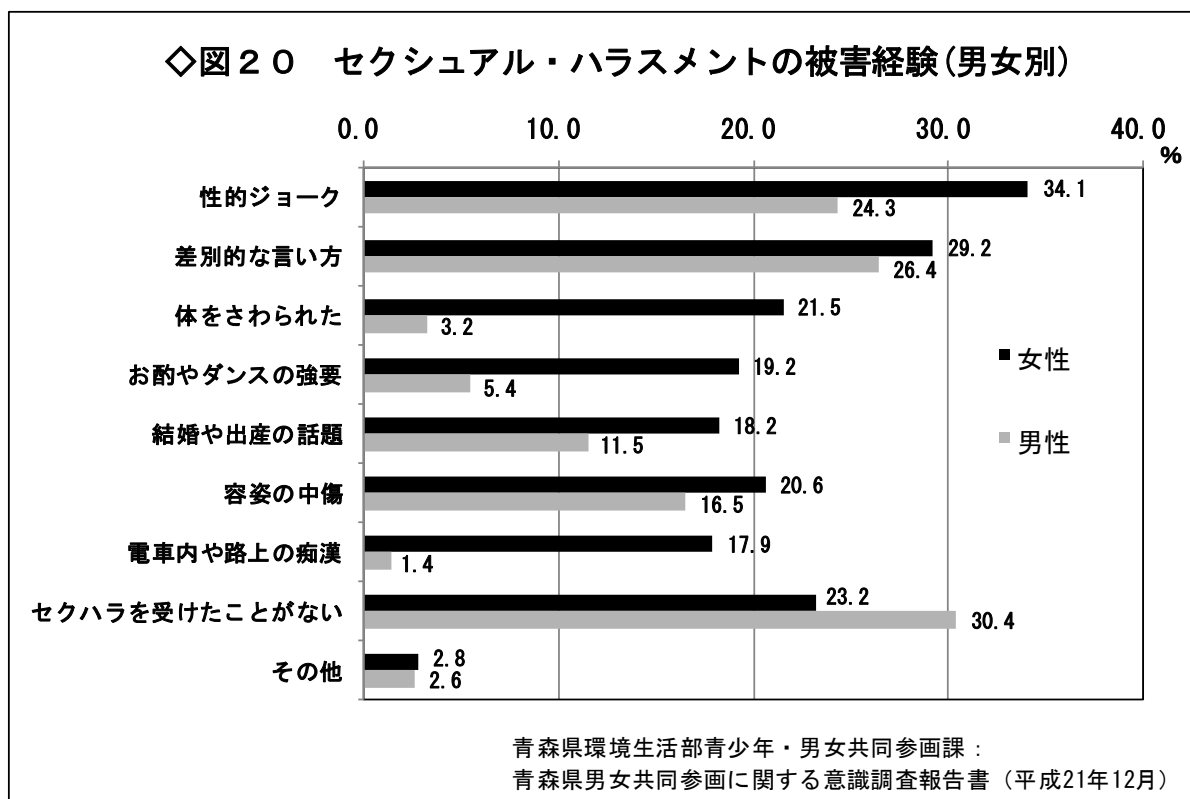
◇表4 配偶者にしたこと（％） （男女別）	女⇨男		男⇨女	
	何度も あった	1、2度 あった	何度も あった	1、2度 あった
殴る・蹴る・平手	1.2	7.6	2.2	18.9
刃物などでおどす	0.0	0.3	0.0	1.6
性的な行為の強要	0.1	1.6	1.8	6.2
ポルノを見せる	0.0	0.3	0.2	1.8
長時間無視	3.1	9.1	3.4	13.9
交友や電話の監視、干渉	1.0	4.5	1.6	5.4
生活費を渡さない	1.0	0.6	1.6	2.0
金銭の用途をチェック	1.5	4.6	0.4	8.0
大声でどなる、ののしる	4.8	10.3	8.0	21.3
「誰のおかげで生活できるんだ」と言う	0.7	1.5	1.8	9.1

青森県環境生活部青少年・男女共同参画課：

青森県男女共同参画に関する意識調査報告書（平成21年12月）

◇表5 配偶者にされたこと（％） （男女別）	男⇨女		女⇨男	
	何度もあった	1、2度あった	何度もあった	1、2度あった
殴る・蹴る・平手	4.6	15.2	1.6	7.0
刃物などでおどす	0.7	0.7	0.2	1.6
性的な行為の強要	4.5	8.6	0.4	1.6
ポルノを見せる	0.3	1.9	0.2	1.0
長時間無視	3.9	9.2	3.0	11.3
交友や電話の監視、干渉	4.5	6.7	2.0	4.6
生活費を渡さない	4.9	3.4	0.6	0.8
金銭の用途をチェック	2.1	6.1	2.0	4.0
大声でどなる、ののしる	11.0	16.2	5.6	10.9
「誰のおかげで生活できるんだ」と言う	3.9	9.1	0.4	3.4

青森県環境生活部青少年・男女共同参画課：
青森県男女共同参画に関する意識調査報告書（平成21年12月）



□重点課題 1 の具体的施策、事業一覧□

施策の方向	具体的施策、事業	担当	実施 時期
①男女の人権に関する啓 発活動の充実	女性や弱者（高齢者・子ども）に対 するあらゆる暴力に関する啓発活動	市民環境課	A
		健康推進課	A
		福祉総務課	A
		社会教育課	A
		企画課	A
	ドメスティック・バイオレンスに関 する啓発活動	市民環境課	A
		福祉総務課	A
		地域包括支援センター	B
		指導課	B
		社会教育課	A
		企画課	A
	行政の作成する広報、刊行物等の表 現に対する配慮	総務課	A
		秘書課	A
		人事課	A
		管財課	B
		市民環境課	A
		税務課	A
		国保年金課	A
		健康推進課	A
		福祉総務課	B
		高齢介護課	B
		地域包括支援センター	B
		生活福祉課	B

A：現在実施し、今後も継続し充実させていく施策、事業

B：平成24年度から新たに実施し、早期実現をめざす施策、事業

C：最終年度（平成31年度）までに実施すべき施策、事業

□重点課題 1 の具体的施策、事業一覧□

施策の方向	具体的施策、事業	担当	実施 時期
①男女の人権に関する啓 発活動の充実	行政の作成する広報、刊行物等の表 現に対する配慮	農林課	B
		商工観光課	B
		建設課	B
		上下水道課	B
		農業委員会事務局	A
		選挙管理委員会事務局	B
		監査委員事務局	B
		学校教育課	A
		指導課	B
		社会教育課	B
		文化課	B
		黒石病院	A
		企画課	A
	性の商品化、性差別を助長する表現 の見直しについてのメディア等へ の働きかけ	社会教育課	A
		企画課	C
②女性や弱者（高齢者・ 子ども）に対する暴力に 関する相談・支援体制の 充実	相談窓口の整備と市民への周知	市民環境課	A
		福祉総務課	B
		企画課	B
	婦人相談員に対する研修の充実	福祉総務課	A
	県女性相談所、男女共同参画センタ ーとの連携強化	福祉総務課	A
		企画課	A

A：現在実施し、今後も継続し充実させていく施策、事業

B：平成24年度から新たに実施し、早期実現をめざす施策、事業

C：最終年度（平成31年度）までに実施すべき施策、事業

＜重点課題２＞

生涯にわたる健康支援

男女の健康支援については、お互いが特質や性差を十分に理解し合い、尊重と思いやりをもって生きていくことが重要になります。とりわけ、女性は、妊娠・出産する可能性があることから、一生を通じて男性と異なる健康上の問題に直面します。このため、女性が自分の体に関する正しい知識や情報を入手し、自ら判断し、健康を享受できるようにするとともに、男性を含めた社会全体が女性の健康について認識を高めていくことが大切です。

また、喫煙は、喫煙者自身の健康に悪影響を及ぼすだけでなく、受動喫煙によって非喫煙者に影響を及ぼすことが指摘されています。女性の喫煙が胎児に与える影響についても徹底して周知する必要があります。

このような状況を踏まえ、性別に配慮した医療環境の整備が必要不可欠です。

近年、社会福祉を取りまく環境は、大きく変化しており、誰もが地域で自分らしくて安心できる暮らしをするために、社会全体で相互に支え合う「地域福祉」がもとめられています。それにより、高齢者や障がい者を社会全体で支えていく考え方にたった介護体制の整備を図るとともに、安心・安全を確保し、男女がいきいきと安心して暮らせるまちをめざすことが必要です。

□重点課題２の具体的施策、事業一覧□

施策の方向	具体的施策、事業	担当	実施時期
①性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の普及・啓発	性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する意識の啓発	指導課	A
		健康推進課	A
		企画課	B
②妊娠、出産にかかわる保健、医療の充実	妊娠、避妊、不妊等に関する正しい知識の普及と相談体制の整備	健康推進課	A

A：現在実施し、今後も継続し充実させていく施策、事業

B：平成２４年度から新たに実施し、早期実現をめざす施策、事業

C：最終年度（平成３１年度）までに実施すべき施策、事業

□重点課題２の具体的施策、事業一覧□

施策の方向	具体的施策、事業	担当	実施 時期
②妊娠、出産にかかわる 保健、医療の充実	家族計画指導の充実	健康推進課	A
	母子保健医療体制の整備	健康推進課	A
		黒石病院	A
	乳幼児医療費給付事業の充実	福祉総務課	A
	母子保健事業等の整備、充実	健康推進課	A
	「思春期子育て体験」の充実	健康推進課	A
		指導課	A
	妊産婦・新生児訪問指導事業の充実	健康推進課	A
	乳幼児の健診及び健康相談の充実	健康推進課	A
③心と身体健康づくり に関する施策の充実	更年期に対する正しい理解と支援 体制の整備	健康推進課	A
	健康診断、健康教室等への参加の促 進	健康推進課	A
	健康診査、健康教室、健康相談の充 実	健康推進課	A
	思春期、成人期、高齢期の健康づく りの推進	健康推進課	A
	女性の健康診査の充実	健康推進課	A

A：現在実施し、今後も継続し充実させていく施策、事業

B：平成２４年度から新たに実施し、早期実現をめざす施策、事業

C：最終年度（平成３１年度）までに実施すべき施策、事業

＜重点課題３＞

様々な問題に対する相談体制の整備

先にも述べたように、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等の被害者の多くが女性であることから、その対応として速やかに相談を受けられるような相談体制の整備を進めることが必要であり、それと共に関係機関との連携による、早期の保護や自立支援体制も必要となります。

相談に対して、専門的な知識を持った相談員が対応する相談窓口を設置するとともに、すでに市や県で設置している各種相談機関や施設との連携を強め、被害者が自信を持って自分の人生を送ることができるように、長期的な見通しに立った効果的な支援体制を整えることが必要です。また、相談窓口で私生活等について話すことは非常に勇気が要るため、相談しやすいネットワークづくりや行政以外の相談窓口の設置がもとめられています。

□重点課題３の具体的施策、事業一覧□

施策の方向	具体的施策、事業	担当	実施時期
①相談・支援体制の整備、充実	各種相談業務の充実と市民への周知	市民環境課	A
		福祉総務課	A
		企画課	A
	県及び市の各種相談機関との連携強化	市民環境課	A
		福祉総務課	A
	相談員の待遇改善	市民環境課	B
		福祉総務課	A
②相談担当職員に対する研修機会の整備	相談担当職員に対する研修機会の充実	福祉総務課	A
	家庭相談員の研修の充実	福祉総務課	A

A：現在実施し、今後も継続し充実させていく施策、事業

B：平成２４年度から新たに実施し、早期実現をめざす施策、事業

C：最終年度（平成３１年度）までに実施すべき施策、事業

【基本目標Ⅵ】

男女共同参画の意識づくり

これまで男女共同参画を進めるために様々な施策を実施してきましたが、男女共同参画についての意識は、男性ではまだまだ少なく、女性についてもかなり低いと思われます。これは各施策が意識づくりに十分反映されていないためであり、今後とも意識づくりの教育など施策が必要です。

一方で、特に若い世代では、言葉は知らないが、家事・育児を自然に協力し合っている人たちも多く見られます。しかし、地域活動においては、まだまだ進んでいないということも事実です。

これからも、男女共同参画を正しく理解してもらうため、女性の意識改革を進めていく必要があります。また、教育者に対しての男女共同参画の教育も必要であると思われます。

<重点課題 1>

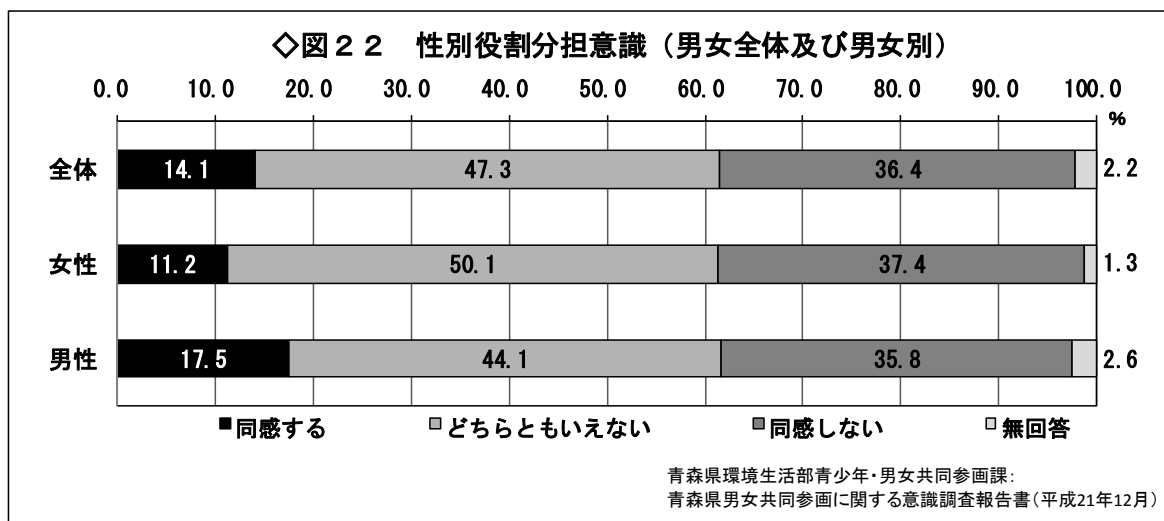
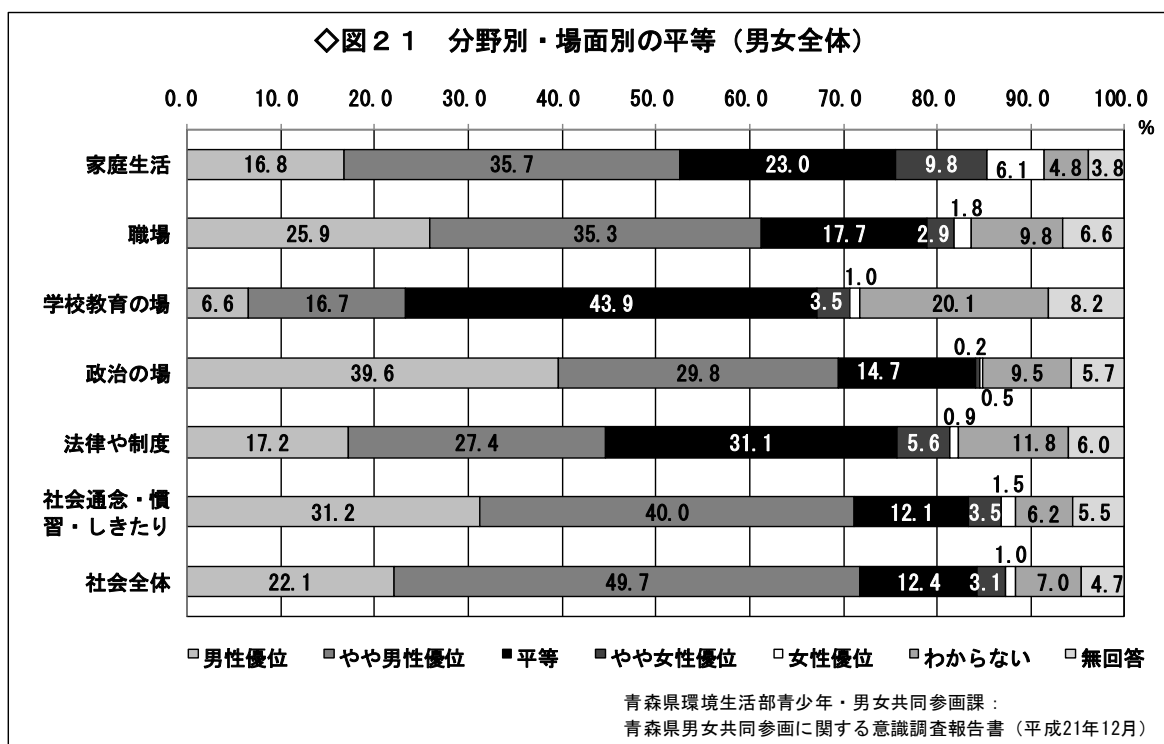
男女共同参画に関する啓発、広報活動の推進

県の意識調査によると、分野ごとの「男女の地位の平等感」で「平等」という回答が最も多かったのは「学校教育の場」で43.9%であり、これに対し、ほとんどの分野が男性優位又はやや男性優位という回答が5割以上でした。(次頁図2-1参照)

また、「男は仕事、女は家庭」という考え方については<同感>は14.1%と少数ですが、<同感しない>36.4%にとどまり、<どちらともいえない>が47.3%と多数を占めています。(次頁図2-2参照)

男女がともに自立し助け合い協調していくためには、これまでの制度や慣習の中に根強く残る固定的役割分担意識を見直す必要があります。それとともに、男女平等の理念を尊重し、それらを市民生活の中に定着させていくためには、あらゆる機会をとらえて意識改革のための啓発活動を積極的に進めていく必要があります。誰でも手軽に情報が得られるように、広報紙やパンフレットにまとめ市民や事業所に

配布したり、幅広く展開しながら男女共同参画の意識の浸透を図っていくことが必要です。



また、本市が実施する未来塾「女・男・輝かせて」など様々な施策は市民生活全般にかかわっています。そのため、すべての市職員が女性問題解決の視点を学ぶための研修を今後とも継続し充実させることが重要です。

さらに、女性が置かれている実態の把握など情報の収集と提供につとめるとともに、市民意識調査を実施し現状や問題点を分析、整理し、男女共同参画施策に反映させていく必要があります。

□重点課題 1 の具体的施策、事業一覧□

施策の方向	具体的施策、事業	担当	実施 時期
①男女共同参画に関する 啓発、広報活動の充実	「第2次くろいし男女共同参画推進プラン」PRパンフレットの作成、配布	企画課	A
	男女共同参画に関する情報収集と提供	企画課	A
	広報による啓発	企画課	A
	男女共同参画に関する図書の整備、 充実	学校教育課	A
		社会教育課	A
		企画課	A
②市職員に対する男女共同参画に関する研修の充実	市職員に対する男女共同参画に関する研修会等の実施	企画課	A
	担当職員の専門性の養成	人事課	A
		企画課	A
③男女共同参画に関する 定期的調査の実施	男女共同参画に関する市民意識調査の実施	企画課	C
	ジェンダー統計(女性の状況を示す統計的資料)の収集	企画課	A

A：現在実施し、今後も継続し充実させていく施策、事業

B：平成24年度から新たに実施し、早期実現をめざす施策、事業

C：最終年度（平成31年度）までに実施すべき施策、事業



＜重点課題２＞

幼児教育、学校教育における男女共同参画教育の推進

男女共同参画社会を実現する上で、未来を担う子ども達への教育の果たす役割はとても重要です。

アンケートの結果からもわかるように、教育の場は最も男女平等が進んでいる分野であり、基本的人権の尊重や男女平等教育の実践は教育の基本とされています。しかし、現実には学校生活のあらゆる場面で必要以上に「女の子だから」「男の子だから」と区別してしつけや教育が行われる場合があります。それによって、知らず知らずのうちに、固定的性別役割分担意識を植えつけ、受け継がれていくこととなります。

男女共同参画を正しく理解してもらうためにも、教育の場における教育が今後も必要であり、同時に教育者に対する教育も必要であります。そのために男女共同参画の理解を深めるための研修が必要です。

今日、子ども達のまわりには、興味本位の性情報が様々な媒体により氾濫しています。性は人間の尊厳にかかわるものであり、男女それぞれが互いの性を尊重し合うことは、男女平等意識を形成する上で重要なことです。そのためには発達段階に応じて性に関する正しい知識を身につけさせるとともに、いのちの尊さを伝える性教育の充実を図ることが必要です。

□重点課題２の具体的施策、事業一覧□

施策の方向	具体的施策、事業	担当	実施時期
①教職員に対する男女共同参画に関する研修の充実	男女共同参画の視点に立った教職員研修の実施	指導課	B
②性教育(男女の人権尊重教育)の充実	性に関する指導の充実	指導課	A
	性教育手引書の活用	指導課	A
	性に関する指導の実践校の紹介と支援	指導課	B

A：現在実施し、今後も継続し充実させていく施策、事業

B：平成２４年度から新たに実施し、早期実現をめざす施策、事業

C：最終年度（平成３１年度）までに実施すべき施策、事業

＜重点課題３＞

男性にとっての男女共同参画の推進

警察庁自殺統計調査によると、男性は女性に比べ自殺者数が多く、自殺者全体の約７割が３０代から６０代の男性となっています。この背景には、未だに根強く見られる固定的性別役割分担意識が男性にもたらす重圧や、雇用の不安定化や長時間労働による心身のストレスなどが関係していると考えられます。

男性が豊かで充実した人生を送るためには、仕事と生活のバランスを見直し、家事・育児・介護など家庭や地域での活動に積極的に参加することが大切です。そのためには、固定的性別役割分担意識を見直し、男女が社会のあらゆる分野で責任を分かちあい支え合う男女共同参画社会を実現しなければなりません。

これまでの男女共同参画の取り組みは、社会的に不利な立場にある女性の状況改善を中心に進められてきたため、男性にとっての意義やメリットについては十分理解されていない状況にあります。これからは、男女共同参画社会は、女性だけでなく男性にとっても生きやすく幸せな社会であることについての理解を進める必要があります。

□重点課題３の具体的施策、事業一覧□

施策の方向	具体的施策、事業	担当	実施時期
①男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進	男性による家事、育児等に関する研修会等の実施	企画課	A
	男性の地域活動への参画を重視した広報・啓発活動の推進	社会教育課	A
		企画課	B

A：現在実施し、今後も継続し充実させていく施策、事業

B：平成２４年度から新たに実施し、早期実現をめざす施策、事業

C：最終年度（平成３１年度）までに実施すべき施策、事業



＜重点課題４＞

生涯学習、社会教育における男女共同参画学習の推進

生活の価値観が変化し、週休２日制が定着した今日、長い人生をより有意義に生きるため、市民の多くがスポーツや趣味、社会参加に生きがいをもとめるなど、生涯にわたっての学習意欲は高まっているようにみえます。このため、ライフステージに対応した生涯学習の展開がもとめられています。男女共同参画社会を実現していくためには、男女の性別にとらわれない生き方を選択し、充実した人生を送るためにジェンダーに敏感な視点が組み込まれた生涯学習や社会教育の多様な学習機会の提供につとめ、意識の啓発を図っていく必要があります。

さらに、これまで参加機会の少なかった子育て中の女性や働く女性、男性、介護者など、すべての市民がそれぞれの状況に応じた学習機会を持てるような条件整備が必要です。

また、社会の急激な変化や価値観の多様化などにより、従来、家庭や地域が担っていた教育力の低下が指摘されています。しつけをはじめ、家庭や地域における大人の生活習慣や教育に対する取り組み方は、次の社会を担う子どもたちの心や行動に大きな影響を及ぼします。男女がお互いの人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るため、親や親になる前の人を対象にした男女共同参画の意識に基づいた家庭教育について学習機会の充実が必要です。さらに、青少年教育活動の指導者など社会教育に携わる者に対しても、様々な機会を活用して男女共同参画を進めることが必要です。

□重点課題４の具体的施策、事業一覧□

施策の方向	具体的施策、事業	担当	実施時期
①成人に対する男女共同参画学習の充実	男女共同参画に関する学習機会の整備、充実	社会教育課	A
		企画課	A
	ジェンダーに関する講座等の充実	企画課	A

A：現在実施し、今後も継続し充実させていく施策、事業

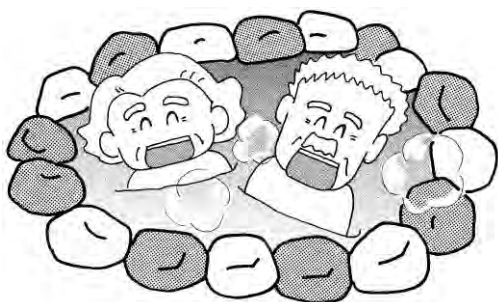
B：平成２４年度から新たに実施し、早期実現をめざす施策、事業

C：最終年度（平成３１年度）までに実施すべき施策、事業

□重点課題 4 の具体的施策、事業一覧□

施策の方向	具体的施策、事業	担当	実施 時期
①成人に対する男女共同 参画学習の充実	社会教育団体等指導者に対するジ ェンダーに関する研修会の実施	社会教育課	B

A：現在実施し、今後も継続し充実させていく施策、事業
 B：平成24年度から新たに実施し、早期実現をめざす施策、事業
 C：最終年度（平成31年度）までに実施すべき施策、事業



第3章 推進体制の充実

市は推進体制の充実並びに適切な進行管理を行うとともに、市民、事業者、地域団体、他市町村との連携をさらに強化し、プランに基づき各種施策を総合的かつ計画的に進めていきます。

そのために、引き続き市長部局に男女共同参画担当部署を設置し、全庁的な連携調整を図ります。さらに、全市的に男女共同参画を推進できるよう、市民が主体となって男女共同参画を進めていくための活動拠点の検討をしながら、行政と市民が車の両輪のように相互に協力していけるような行政運営の充実に努めます。

1 庁内の推進体制の充実

①黒石市男女共同参画推進本部の充実

黒石市男女共同参画推進本部を設置し、プランの効果的な推進のため、総合的調整と進行管理を行います。

②進捗状況の調査と公表

毎年プランの進捗状況等についての調査を実施し、調査結果を公表していきます。

2 市民参画による計画の推進

①男女共同参画審議会の充実

市民を構成員とした審議会の充実を図り、プランに基づいた市の施策・事業の進捗状況の評価及び提言を行うことにより、男女共同参画社会の実現に努めます。

②活動拠点の検討

男女共同参画の学習及び推進に取り組む団体・グループ・近隣市町村の状況を勘案しながら、市民や団体等が積極的に活動できるような拠点施設の設置を検討します。

3 国、県、他市町村との連携・協力

男女共同参画を推進するため、国や県、近隣市町村との情報交換を行い、相互の連携・協力関係を深め、より効果的な施策・事業の実施を図ります。さらに、市単独の実施では不十分な事項については、国・県への支援協力要請を行います。

付属資料

- 1 第2次くろいし男女共同参画推進プラン策定検討
委員会委員名簿
- 2 第2次くろいし男女共同参画推進プラン策定経過
- 3 男女共同参画行政の歩み
- 4 男女共同参画社会基本法
- 5 青森県男女共同参画推進条例

第2次くろいし男女共同参画推進プラン策定委員会委員名簿

No.	氏 名	所 属 団 体 等
1	石 澤 恵美子	男女共同参画審議会
2	浅 原 圭 介	男女共同参画審議会
3	工 藤 茂 人	黒石ハーモニーの会
4	佐 藤 禮 子	黒石ハーモニーの会
5	木 村 那智子	黒石ハーモニーの会
6	近 藤 ゆづ子	蔵元ゼミ
7	福 士 てつ子	蔵元ゼミ
8	中 村 富 子	蔵元ゼミ
9	村 岡 剛	上十川公民館職員
10	駒 井 昭 雄	市職員
11	今 井 保 雄	市職員
12	鳴 海 真 一	市職員
13	山 口 俊 英	市職員
14	小 野 田加子	市職員
15	神 山 宙 治	市職員
16	藤 本 洋 平	市職員
17	三 上 紗矢佳	市職員
18	鳴 海 充 西	市職員

第2次くろいし男女共同参画推進プラン策定経過

開催日	会議等名	会 議 内 容 等
(平成21年度)		
H21. 6. 29	第1回策定検討委員会	当該委員会についての説明及び協力依頼等
H21. 7. 21	第2回策定検討委員会	黒石市でなぜ男女共同参画が進まないのかについて身近な事例発表
H21. 8. 27	第3回策定検討委員会	推進プラン策定の基本的な考えについて
H21. 9. 28	第4回策定検討委員会	計画の基本的な視点と骨子について
H21. 10. 19	第5回策定検討委員会	現状の把握及び重点課題について
H21. 11. 9	第6回策定検討委員会	現状の把握及び重点課題について
H21. 11. 24	検討部会 (審議会有志による)	『くろいし男女共同参画推進プラン』策定検討委員会がこれまで検討した部分についての確認
H21. 11. 30	第7回策定検討委員会	体系図の確認 現状の把握及び重点課題について
H21. 12. 14	第8回策定検討委員会	現状の把握と施策の方向
H22. 1. 18	第9回策定検討委員会	体系図の確認 現状の把握及び重点課題について
H22. 2. 15	第10回策定検討委員会	現状の把握と施策の方向について
H22. 3. 8	第11回策定検討委員会	体系図の確認 重点課題について
H22. 3. 11	平成21年度第2回審議会	くろいし男女共同参画推進プランについて
H22. 3. 23	第12回策定検討委員会	現状の把握と施策の方向について
(平成22年度)		
H22. 4. 12	第13回策定検討委員会	政策、方針決定過程への女性の参画促進に係る施策の方向、重点課題について
H22. 5. 10	第14回策定検討委員会	政策、方針決定過程への女性の参画促進に係る施策の方向、重点課題について
H22. 5. 31	第15回策定検討委員会	政策、方針決定過程への女性の参画促進に係る本文、重点課題について
H22. 6. 21	第16回策定検討委員会	男女の自立を支える地域福祉の充実に係る現状、重点課題について
H22. 7. 5	第17回策定検討委員会	男女の人権の尊重に係る現状、重点課題について
H22. 7. 26	第18回策定検討委員会	男女共同参画の意識づくりに係る現状、重点課題について
H22. 8. 23	第19回策定検討委員会	男女の自立を支える地域福祉の充実に係る本文について 男女の人権の尊重に係る本文について
H22. 8. 30	第20回策定検討委員会	男女共同参画の意識づくりに係る本文について 反省及び懇談会
H22. 12. 20	平成22年度第1回審議会	くろいし男女共同参画推進プラン改訂について
H23. 3. 29	平成22年度第2回審議会	東日本大震災のため取り止め
(平成23年度)		
H23. 10. 25	平成23年度第1回審議会	第2次くろいし男女共同参画推進プランについて（名称決定）
H24. 1. 30	平成23年度第2回審議会	第2次くろいし男女共同参画推進プランについて（最終確認及び答申に向けて）
H24. 2. 28	原案答申	黒石市男女共同参画審議会会長及び副会長より市長へ原案を答申
H24. 3. 5	黒石市男女共同参画推進本部会議	第2次くろいし男女共同参画推進プランを市の計画として承認

男女共同参画行政の歩み

年	月	世界の動き	国内の動き	青森県の動き	黒石市の動き
1975	12	国連が「国際婦人年」を提唱し、メキシコで第1回世界女性会議開催。「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部を総理府に設置		
1977	3		「国内行動計画」策定	女性行政相談窓口を生活福祉部児童家庭課に設置	
1979	12	国連総会で「女子差別撤廃条約」採択	「男女雇用機会均等法」などの法律や制度を整備		
1980	3			「青森県婦人行動計画」策定	
1985	6	ナイロビで第3回世界女性会議開催。「ナイロビ将来戦略」採択	「女子差別撤廃条約」の72番目の批准国となる		
1987	3		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
1989	3			「新青森県婦人行動計画」策定	
1991	12				女性フォーラム開催
1994	3		「男女共同参画推進本部」及び「男女共同参画室」、「男女共同参画審議会」設置		
1995	9	北京で第4回世界女性会議開催。「北京宣言及び行動綱領」採択			
1996	3		「男女共同参画2000年プラン」策定	女性政策課新設	
1997	3				生涯学習課に女性係設置
1999	5				「黒石市女性行動計画策定委員会」設置
	6		「男女共同参画社会基本法」公布・施行		
2000	6	ニューヨークで女性2000年会議開催。男女平等を実施するための「政治宣言及び成果文書」採択			
	3			「あおり男女共同参画プラン21」策定	
	4			女性政策課を男女共同参画課に改称	
	12		「男女共同参画基本計画」策定		

年	月	世界の動き	国内の動き	青森県の動き	黒石市の動き
2001	1		内閣府に「男女共同参画会議」及び「男女共同参画局」設置		
	4		「DV防止法」成立		
	6			青森県男女共同参画センター「アピオあおもり」開館	
	7			「青森県男女共同参画推進条例」公布・施行	
2002	3			青少年・男女共同参画課（男女共同参画グループ）に改組	「くろいし男女共同参画推進プラン」策定
	4		「DV防止法」全面実施		男女共同参画事務を教育委員会から市長部局へ移管
	6			「あおもり男女共同参画プラン21」改訂	男女共同参画審議会委員への辞令交付
2005	3	ニューヨークで第49回国際婦人の地位委員会開催。完全実施に取り組むための宣言採択			
	7		「男女共同参画会議」答申		
	12		「第2次男女共同参画基本計画」策定		
2007	3		「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」 「仕事と生活調和のための行動指針」策定	「新あおもり男女共同参画プラン21」策定	
2009	3		内閣総理大臣が男女共同参画審議会へ諮問		
2010	4		男女共同参画審議会が「第3次男女共同参画基本計画に向けて（中間整理）」を公表		
	7		男女共同参画審議会が内閣総理大臣へ答申		
	12		「第3次男女共同参画基本計画」策定		

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

最終改正：平成11年12月22日法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- （2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議

の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

- 第14条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- （1）都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - （2）前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

- 第15条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

- 第16条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

- 第17条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

- 第18条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

- 第19条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

- 第20条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）

第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成11年7月16日法律第102号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第3条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

青森県男女共同参画推進条例（平成13年7月4日青森県条例第50号）

私たちが目指す21世紀の社会は、真の男女平等が達成され、かつ、男女が共に個人として尊重される男女共同参画社会である。それは、すべての人が、性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることができる社会である。

青森県においても、国際社会や国の動向を踏まえつつ、男女平等の実現を目指して着実に取組を進めてきた。しかし、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行が根強く存在し、真の男女平等の実現には多くの課題が残されている。

少子高齢化の進展等急速に変化する経済・社会環境の下で、本県の未来に明るい展望を拓き、先人たちが築き上げた古からの文化や歴史と、世界に誇り得る豊かな自然を享受しながら、次世代を担う子どもが健やかに生まれ心豊かに育まれ、将来にわたって活力にあふれる地域社会を築いていくためには、男女が共に、家庭、職場、地域など社会のあらゆる分野の活動に対等な立場で参画し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画を進めていくことが重要である。

このような認識に立ち、ここに、私たちは男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、県、事業者及び県民の取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、並びに当該機会が確保されることにより男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮できる機会が確保されること、夫婦・男女間の暴力が根絶されることその他男女の人権が尊重されることを基本として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、男女が、相互の協力と社会の理解の下に、子どもを健やかに養育すること、家族を介護することその他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを基本として、行わ

れなければならない。

- 5 男女共同参画の推進は、男女が互いの身体的特徴を理解し合うことにより、生涯にわたる健康と権利が尊重されることを基本として、行われなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及びこれを実施するものとする。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動に関し、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

- 第6条 県民は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画の状況等の公表)

- 第7条 知事は、毎年、男女共同参画の状況、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を公表しなければならない。

(基本計画)

- 第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 男女共同参画の推進に関する施策の大綱に関する事項
 - (2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施についての総合調整に関する事項
 - (3) その他男女共同参画の推進に関する施策の推進のために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、青森県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第9条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。
- 2 県は、文書、図画等の作成に当たっては、性別による固定的な役割分担等を助長し、又は連想させるような表現を用いることにより男女共同参画の推進に影響を及ぼすことのないよう配慮するものとする。

(教育及び学習の振興等)

- 第10条 県は、事業者及び県民の男女共同参画についての理解を深めるため、教育及び学習の振興、広報活動の充実等必要な措置を講ずるものとする。

(苦情等の処理)

- 第11条 県は、男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認め

られる施策についての苦情並びにこれらの施策に対する意見を処理するために必要な措置を講ずるものとする。

(性別による権利侵害の防止等)

第12条 県は、セクシュアル・ハラスメント、夫婦・男女間の暴力等の防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査・研究)

第13条 県は、事業者及び県民による男女共同参画への取組に関する調査・研究その他の男女共同参画の推進に関する調査・研究を行うものとする。

(支援)

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する活動を行う事業者及び県民に対し、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村が男女共同参画の推進に関する施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第15条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第2次

くろいし男女共同参画

推進プラン

発行日	平成24年3月
発行者	黒石市 企画財政部 企画課
住 所	〒036-0396 青森県黒石市大字市ノ町11番地1号
TEL	0172-52-2111
FAX	0172-52-6191
